

アフリカの持続的発展に向けて¹

慶應義塾大学 経済学部 島田晴雄研究会

生島慎太郎 金子剛平 ベヘリ 篠田有美

2005年12月

¹本稿は、2005年12月3日、4日に開催される、ISFJ（日本政策学生会議）、「政策フォーラム2005」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、島田晴雄教授（慶應義塾大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得べき誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。（タイトルに脚注をつけてください。脚注は、「挿入」→「脚注」→「脚注」「自動脚注番号」、フォント8、脚注のフォントに関しては、以下同じ。）

要旨

グローバル化の世界の中で、今日でも貧困であえいでいる国は多々ある。アフリカの貧困問題を根本的に解決するためには持続的な経済成長が不可欠である。そしてそれを実現するためには援助よりも直接投資が有効である。本論文では直接投資の効果を示す例としてどのような直接投資政策がアフリカの持続的な経済成長を実現させるのか研究した。

直接投資の投資国、受入国に与える一般的な効果、諸外国が既に行っている対アフリカ投資政策、日本が過去に行ったアフリカ以外での直接投資のケーススタディを分析し、最終的に日本からのアフリカに対する直接投資を拡大するために必要な政策を導き出す。

直接投資は、一般的に開発途上投資受入国に対し、雇用、売上の増加、技術移転、貿易拡大効果などの経済開発効果をもたらす。先進投資国には、比較優位による生産コストの削減、相手国資源の享受、相手国の経済開発による新たなマーケットの拡大といった効果をもたらす。

また、諸外国の多くはアフリカ諸国との間で1対1の二国間投資確保協定などを結んでおり、二国間での情報も量が多く、民間企業がアフリカに対して直接投資を行うインセンティブやアフリカ諸国の輸出促進につながっている。

一方、日本はアフリカとはそのような協定を結んでおらず、また、地理的な問題もあり、日本国内、ひいては日本企業にもたらされるアフリカ諸国の情報は少ない。そのため、日本企業がアフリカに対して行っている直接投資の数は相対的に欧米諸国よりも少なくなっている。

今までの ODA などによる通常の援助では、政府の施策により貧困層までその援助の恩恵が浸透していなかったという現状がある。そこで、貧困層までその効果を発揮するという直接投資を活用し、日本からアフリカ諸国への民間企業からの直接投資を増加させることで、アフリカの経済開発を進め、アフリカ国内の貧困を削減することを目指すべきである。さらに、直接投資による経済開発をすすめることで、今まで一方的に相手国しか享受できていなかった利益を、投資側である日本も享受できるようにすることで、持続的な経済開発を行うことを目指す。

アフリカの貧困削減のため、我々は直接投資に注目し、現在のアフリカの状況から可能性を検討し、アジアでの直投資成功と欧米の戦略をモデルとして、対アフリカ直接投資を促進させる政策を提案した。途上国の貧困削減には、援助だけでは足りず、持続的な発展を目指すための投資と貿易が必要である。直接投資は、受入国の経済発展とともに、投資側である先進国にも利益をもたらす。直接投資による相互的な効果は、周知の事実である。アフリカの直接投資を促進するため提案した政策として、ここではアフリカの投資環境整備を目的とした二国間投資確保協定と日本側から進出する企業をサポートする投資機関の改革を取り上げている。これら日本の直接投資推進政策によって、アフリカ国内の経済発展と日本の進出増加が期待される。このようなことも元にして最後の目標であったアフリカの貧困問題を解決できると考えられる。

目次

はじめに

第 1 章 問題意識

第 2 章 現状分析—直接投資の効果

第 1 節 (1. 1) なぜ援助よりも投資なのか。

第 2 節 (1. 2) 直接投資の効果

第 3 章 対アフリカ直接投資の事例

第 1 節 (1. 1) 欧米企業の例

第 2 節 (1. 2) 日本企業の例

第 4 章 対アフリカ政策

第 1 節 (1. 1) 欧米の対アフリカ政策

第 2 節 (1. 2) TICAD の対アフリカ政策

第 3 節 (1. 3) 日本の対アフリカ政策

第 5 章 政策提言

第 1 節 (1. 1) 節の見出しを記入

第 2 節 (1. 2) 節の見出しを記入

参考文献・データ出典

はじめに

最近若年層で全世界的にホワイトバンドが流行し、これまで疎遠だった貧困についての問題を身近に感じるようになった。そして、貧困とは、地球が協力して、解決すべき問題だと気付いた。ホワイトバンドに込められた意味は、「世界のまずしさは克服することができる。この世界にはそのための資源や情報がすでにある。必要なのは『貧困を世界の優先課題にする』という意志をもつこと」²だ。2005年には世界中の多くの人たちがホワイトバンドをつけてその意志を世界に示すことで、貧困問題の解消に積極的に取り組むように各国政府や国際機関に訴える大規模なキャンペーンを展開している。

日本と遠く離れたアフリカでは今日においても貧困にあえいでいる国が多々ある。グローバリゼーションの中で全世界はアフリカに救いの手を差し伸べてきた。しかし救いの手は時に、アフリカの経済状況を悪化させることもあった。それはアフリカの声을聞かずに一方的な援助を続けてきた結果でもあった。

特にその中でも日本は遠い貧困国に関心を持つことなく、政治的な理由による多額な援助を続けてきた。不適切な援助は南北の格差を広げるばかりである。私たちの提言では全世界、とりわけ日本がアフリカの貧困問題に関心を持ち、アフリカの貧困が全世界の共通問題として認識していくことが重要であることを強調していく。

² <http://www.hottokenai.jp/whiteband/index.html>

第1章 問題意識

現在地球のほとんどが資本主義に覆われるようになったが、その反作用として世界的な貧富の格差は広まっている。実は、1981年1日1ドル未満で暮らす途上国の人々は15億人いたが、世界での様々な取り組みにより2001年には11億人に減少している。しかし、サハラ以南のアフリカでは逆に貧困が拡大した。1981年以来、サハラ以南のアフリカにおいて人口一人当たりGDPが15%下落したのを受けて、1日1ドル未満で暮らす人の数は、1億6400万人から3億1400万人へと2倍近く増えた。同地域の人口比にすると42%から47%にもなる。国連開発計画委員会によって一人当たりGDPが900ドル未満、人口7500万人未満などが基準とされている「後開発途上国(LDC)」42カ国のうち34カ国がアフリカにある。世界銀行によって最も貧しくもっとも重い債務を負っている途上国「重債務貧困国(HIPCs)」とされた国、つまり一人GNP695ドル以下・債務残高が年間輸出額の2.2倍またはGNP80%の国49カ国のうち34カ国がアフリカにある。このLDCとHIPCsが重複している国もあるが、アフリカ全53カ国のうち、半数以上はLDCかHIPCsの最貧国基準にあてはまるのだ。

世界は、アフリカの貧困を放置してきたのか。いや、そうではない。OECDによると、全世界のODAの28.1%、163億6300万ドルが対アフリカODAにあてられている。日本もTICAD（アフリカ開発会議）という会議を1993年から開催しており、2003年第3回アフリカ会議には89カ国47機関から1000名以上でアフリカ開発に関する包括的な議論が行われた。ODAも無償資金協力と技術提供を中心に約7億ドルの援助を行っている。先進国側だけではなく、最近ではアフリカ自身も自助努力をしている。2001年、世界経済への統合を目指して、NEPAD（アフリカ開発のための新パートナーシップ）というアフリカ諸国が策定した初の包括的開発計画が作られた。2002年には、アフリカ連合（AU）が発足して、NEPAD実施を総括している。

このように様々な取り組みが行われているものの、アフリカの貧困は改善されていない。それどころか、WHOによると世界のHIV感染者の7割2900万人をかかえ、たくさんの紛争が起り、UNHCRによれば約417万人の難民・避難民がいる。もし貧困が改善されれば、厚生も良くなって病気に対する取り組みができ、また教育が広まって病気が予防できる。さらに、貧困から脱却して中間層が厚みをますと、社会に安定をもたらすはずだ。アフリカの貧困の状況に私たちは深い問題意識を持った。

今までの世界は、貧困に対して、援助中心だった。しかし、NEPADやAUができたことによって、アフリカは自助による経済成長を目指すようになった。アフリカの経済成長のために、日本に何ができるのか。日本が行ってきたのは、インフラ整備などの物的資本援助、教育や保健衛生などの人的資本援助、重債務貧困国に対する対外債務救済援助の3本柱がメインだった。しかし、このように援助だけではなく、経済成長のためには直接投資と貿易が必要不可欠なのではないかと私達は考えた。そして、日本がアフリカに投資することは、アフリカにとってだけではなく、日本にとっても利益がたくさんあると考え、アフリカへの直接投資推進のための政策を提言することにした。

実際、アフリカの投資環境に関して2003年2月26日に行われた「アフリカ投資に関する東京会合」において以下のようなことが取り上げられた。

まず対アフリカ投資の可能性である。アフリカには投資を誘致する比較優位と具体的なビジネスチャンスがある。これらの比較優位を最大限に活用し、競争上の優位性をより高めるべきである。³

具体的なビジネスチャンスとしてはアフリカの多くの国には豊富な天然資源（鉱物、石油、農地、森林、生物多様性など）があり、国際市場において大きな競争力を持っているといえる。安定的かつ透明性の高い政策は持続可能な経済開発のためにそれらを有効的に活用するうえで極めて重要である。

またアフリカの比較的豊富で競争力のある労働力も魅力のひとつである。欧米や日本がアフリカ諸国に特惠的市場アクセスを提供しているのをこれをうまく活用することでビジネスチャンスが増大することも期待できる。

経済は人口規模に比例するといわれているが、アフリカの人口は世界の10%を占めており、本来投資をひきつける魅力的なマーケットとして潜在的な力を持っているといえる。

このようにアフリカには潜在的な経済発展能力があるものの、当事国の政府の外資誘致政策、経済政策の不備などにより、今までの援助はその効果を最大限に活かされていなかった。さらに、地理的な隔絶、国内情報の不足などにより日本企業が現地の情報を詳細に得られず、日本企業にとっては直接投資を行うインセンティブが無く、日本の対アフリカ投資は他の地域と比べて、相対的に低くなっている。

そこで、開発途上国の貧困削減と同時に日本にもメリットをもたらすことを目指すために、対アフリカ直接投資による貧困削減をすべきである。本論文では、そのための日本の対アフリカ直接投資促進策を探る。

³ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/af_toshi/teigen.html

第2章 現状分析—直接投資の効果

第1節 なぜ援助より投資なのか

援助より投資

アフリカ諸国全体に共通する特徴として、低成長を続ける経済、生産性の低い農業、未発達な工業、巨大なインフォーマル部門、インフラストラクチャーの未整備、行政部門の制度的な弱さ、幼弱な民主主義と市民社会、教育・衛生水準の低さなどが挙げられる。この中でも、アフリカ諸国の多くの国で粗末なリーダーシップ、腐敗、ガバナンスの悪さが大きな特徴として挙げられるが、これにあいまって政治的な意図が大きい欧米諸国や日本の援助がアフリカ諸国のインフラ整備などに適切に活用されることなく、「白い巨像」と揶揄されるように無駄な投資となったことが見て取れる。

アフリカ諸国はその小さな経済規模からすれば莫大な援助量を受け入れてきた。だが独立した 1960 年代に比べてアフリカ人の平均所得水準が低下していることに現れているように大量の援助の注入は、アフリカの開発を支援するという意味では無惨な失敗と決め付けられてもしかたのない状況である。なぜなら後に残ったのは耐え難い債務負担と援助依存であるからだ。だがここで援助の削減や停止が問題を解決するわけではない。国内事情の劣悪さのために援助を大幅に削減され、また停止された国では国家が破綻状態に陥っている。これらの国は援助依存から抜け出せない状況に陥っているのだ。

アフリカの開発と貧困削減のためには持続的な経済発展が不可欠である。そのためには経済のグローバル化の中で、アフリカが世界経済との関係を強化し、そのメリットを享受することが重要である。経済成長には国内資源と海外からの援助、貿易、投資の効果的な組み合わせが不可欠だが、アフリカの自立的で持続的な経済成長のためには投資の活性化が重要である。

上で示したように援助依存のアフリカの国々が破綻状態に陥ったことから推察されることは、やはり闇雲な援助より持続可能な経済発展を可能とする投資が重要であるということである。

直接投資の利点としては外国企業がその国に参入することによって、地元企業とのパートナーシップなどにより、技術が伝達されることだ。その他にも資本の流入による貯蓄率の上昇やノウハウの伝達、波及効果など持続的発展に欠かせない要素が多々ある。

重い債務負担と長い低迷期から回復するための高いコストを考慮に入れると、アフリカが消費を増やして貧困を削減しながら急速に経済成長するためには譲許的援助が不可欠である。しかし脆弱な制度環境の下で多数のドナーによって相互に関連のない多数のプロジェクトが行われると、援助を受ける開発途上国の組織能力はかえって損なわれ、説明責任性が阻害されることになる。

このような観点から考えると、すべての国は開発と国家建設の一貫した包括的なビジョンを持つ必要があり、主体的にビジョンを実現するための活動計画に取り組みなければならない。そして受動的な援助よりも市場の規模を拡大し、魅力的な投資対象地域を作り、投資を呼び込むことが持続可能な経済成長を実現させる有用な手段となり得ることが考えられる。投資をいかに呼び込むかはアフリカ全体が投資国にとってどのように認識されているかが大切である。戦争や社会不安の副産物あるいは悪影響、そしてよい投資環境として必要最低限の条件である政策、制度、規制の欠如は全体的に評判を貶めているこ

とにつながっている。これらの認識を変えていくためにもアフリカ全体が協力して取り組まなくてはならない課題であるといえるだろう。

では、なぜ今までアフリカに投資が増えなかったのか。

まず日本のアフリカ外交が大きな要因として挙げられるだろう。日本のアフリカ外交は外圧、とりわけアメリカからの圧力に由来し、またもうひとつ日本自身の大国志向に根ざしたものがある。ここからは日本のアフリカ外交を詳しく見ていく。

日本のアフリカ政策は大きく二つに分かれ、南アフリカ共和国とそれ以外のアフリカ諸国とで大きく異なる。ここでは南アフリカ共和国以外のアフリカ諸国に対する政策に焦点を当てていく。

日本のアフリカ政策の根拠としては「国際的な地位に見合った貢献」であり、アフリカへの直接的な関心があるとは言いがたい。逆に言えば、日本がアフリカに望むものや日本のアフリカへの関心は見えてこない。こういう観点から見るとアフリカ外交の動機は「非アフリカの」なものであると言える。

アフリカ外交が非アフリカの動機に支配されている理由は、日本とアフリカとの関係が希薄なことである。経済面でみると日本からみたアフリカの重要性はきわめて小さい。

日本の海外直接投資累計額におけるアフリカの割合は 1.5% である。しかもその 79% はリベリアの便宜置籍船等への投資であり、実物資本を形成したものではない。また日本の総輸出・総輸入に占めるアフリカのシェアはそれぞれ 0.9%、1.1% にすぎない。さらにそのうち 0.4%、0.8% をそれぞれ南アが占めており、南ア以外のアフリカ諸国との貿易は無視できる程度のものといえる。

また人的な交流も、低調な経済関係を反映して不活性である。アフリカに住む邦人は在外日本人全体の 0.7%、他方日本に居住するアフリカ人は在日外国人全体の 0.5% である。

日本政府のアフリカへの外交的働きかけも限られている。1995 年 8 月以降の歴代総理大臣の談話・コメントで外交分野におけるもののなかに、アフリカに関するものは皆無である。また 1995 年以降、外務大臣 6 名の談話・コメントは 220 件あるが、アフリカに関連するものはうち 8 件にすぎず、増加する傾向も見えない。

国内に有力な動機を欠いているため、アフリカ政策は非アフリカの要因から受動的に決定されている。政策決定の要因は具体的には外的なもの、いわゆる「外圧」と、内なるものすなわち「政治大国化」志向の二つに大別することができる。いずれもアフリカ側から見れば他動的な要因であるといえ、青木は二つの要因を合わせて「非アフリカの要請」と呼んでいる（青木、1996）。

対アフリカ外交において日本は欧米のあとを追いつき、その要請に従って政策を変更してきた。欧米諸国の対アフリカ政策はソ連邦の崩壊まで反ソ戦略に規定されていた。そのためアフリカ諸国の内政とは無関係に対ソ戦略上に役立つかどうかで、その国の指導者に政治的支持や援助が与えられた。日本のアフリカ援助もこのような見地から行われていた。しかしソ連が崩壊し、共産主義の脅威が消滅すると、欧米諸国は政策を一転し、民主化や人権などを援助の条件とした。日本政府は「政経分離」の原則に従って、こうした「援助の政治化」に日本は消極的だったが、欧米の強硬な姿勢に同調することを余儀なくされた。民主主義の実現という「大義」に対抗できる政治的主張を持っていなかったからだ。1992 年には ODA 大綱を定め、日本は長年の「内政不干渉」の姿勢を正式に転換することになった。⁴

日本の対アフリカ援助は 70 年代には極めて限られていたが、援助の多様化にともなって重要性を増し、80 年代後半から安定的に 10% を上回るシェアを確保するようになった。この最大の理由は欧米からのバードン（重荷）シェアリングの圧力に応えるためだった。

経済の不調に苦しむアフリカの支援が国際的な課題と認識され、アジア援助一辺倒であった日本にも応分の負担を求められたのである。

さらにアフリカに対する援助の理論と政策の分野でも、日本は一貫して欧米諸国に追随してきた。とりわけ 80 年代の構造調整政策、そしてその後継である貧困削減政策、経済の自由化を援助の条件とした。また、日本はそれらに加え、世界銀行に追随するようにアフリカ諸国への債務削減、インフラ整備から貧困削減の転換、共通資金への拠出などを行ってきた。

⁴ アフリカの挑戦 大林稔 昭和堂 p280 - p284

他方では、対アフリカ政策の非アフリカの要因として挙げられる日本の政治大国化への志向が見え隠れする。

大国志向は 80 年代のバブル時代に形成され、1990 年の第一次イラク戦争以降、外務官僚の間に急速にふくらんだものだった。こうした大国への志向を実現させるために対アフリカ政策は重要な手段となった。なぜならアフリカ大陸は国連加盟国 189 カ国 53 カ国を占め、国連政治において数的に最大の地域グループ、最大の票田だからである。こうした思惑から政治大国志向のアフリカ援助が行われている状況があったといえる。

以上のような非アフリカのなアフリカ外交政策により被援助国であるアフリカのニーズにマッチしていない援助が行われ、また腐敗政権の助長をしている場合もあり、投資環境を整えるのに役立っていないことが分かる。

日本の外交政策でアフリカに適切な援助が行われていない現状とアフリカに対する積極的な関与、つまり無関心が日本からアフリカに対して直接投資が増えていない理由であるといえるだろう。

第2節 直接投資の効果

一般的な直接投資による効果

——投資受入国

近年、日本において対日直接投資が強く叫ばれるようになり、政府では対日直接投資委員会を設置し、直接投資促進政策が採られたため、ここ数年で海外から日本への直接投資額は急増した。日本がなぜこのように対日直接投資委員会を設置してまで、外国からの直接投資を増加させようとしたのかということ、直接投資は、単なる資金の流れではなく、技術移転や雇用促進、貿易促進といった経済効果を大きくもたらす重要な経済発展のための一つのツールであるからだ。

「さて、開発途上国、新興諸国、移行経済諸国にとっても、外国直接投資（FDI）は経済開発、近代化、所得増加、雇用の源としてますます重要性を高めている。一般的に先進諸国における直接投資よりも、開発途上国への直接投資のほうが経済開発としての効果はより大きいことは実証されている。

これまで、日本は外国への直接投資、つまり、対外直接投資はかなりの巨額で行ってきた。ただ、その主な投資先は先進諸国が大きな割合を占めている。また発展途上国に対する直接投資もそのほとんどが対アジア地域であり、アフリカ諸国に対しては、日本からはほとんど直接投資が行われたことはないのが現状である。

ここでは、アフリカ諸国に直接投資を行った場合の効果の礎として、一般的に発展途上国に対し直接投資が行われた際の経済効果を明らかにしていこうと思う。

世界の FDI フローで開発途上国に流れるものはごくわずかであるとして、開発に対する FDI の重要性に反対する意見はよくある。OECD 諸国が世界全体 FDI フローの 80% から 90% を占めるのは重要であるが、開発への影響を計るのにより適切なものは国内経済規模と比較した外資系企業の存在である。これで計ると、FDI は多くの開発途上国で北米などの先進国においてよりも重要であると言える。（図 1）

開発途上国の経済に FDI が及ぼす全般的影響については、多くのことが実証されている。被投資国に適切な政策があり開発が基本的水準に達していれば、FDI を通じて技術が波及し、人的資本の形成が促され、国際貿易への統合が進み、いっそう競争が活発化したビジネス環境が作り出され、企業が発展する。これらはすべて、あらゆる経済成長を導き、開発途上国の貧困問題を軽減する最も効果的な手段として機能する。さらに FDI は、厳密な経済上の恩恵をもたらすだけでなく、例えばより「クリーンな」

技術の移転や、より社会的責任のある企業方針によって、被投資国の環境や社会の状況の改善に役立つ可能性がある。

FDI は全体として開発プロセスに大きな利益をもたらすが、他方、それにはいくつかの不利益（コスト）を伴うことを認識する必要がある。これら不利益は、ほぼ間違いなく被投資国の国内政策の不備が原因となっている。こうした不備が容易に是正できない場合、重要な課題が生じ得る。潜在的な不利益には、利益が投資国に還流する際に起こる国際収支の悪化、開発途上国における急激な商業化による社会的混乱、国内市場の競争への影響等が含まれる。」⁵

さて、一般的な直接投資の効果や影響としては、

- 貿易統合
- 技術移転
- 人的資本の強化
- 競争
- 企業の発展
- 環境及び社会問題

がある。

以下、上記の項目を詳しく見ていこう。

◆ 貿易統合

「国が発展し工業国という地位に近づくにつれて、FDI の流入は、国際貿易の流れを生み出すことにより世界経済への統合に役立つ。たとえば、開かれた貿易と投資の関係は図 2 に示している通り、日本やアメリカのような GDP 比で直接投資額が小さい国は GDP 比で輸出入額が小さく、ベルギーやルクセンブルクのように GDP 比で直接投資額が大きい国は GDP 比での輸出入額が大きい。

FDI を貿易統合との観点で捉えると、FDI は関連企業の国際ネットワークの構築、多国籍企業 (MNE) の流通、販売、マーケティング戦略における海外子会社の重要性向上等の効果をもたらす。

ただし、この効果をもたらすための開発途上国の FDI 誘致能力は、進出企業がその後どの程度輸出入活動を行えるかによる。つまり、投資誘致を行い、FDI の恩恵を得るためには、国際貿易への門戸開放を戦略の中心に据える必要があるのだ。また、これは開発途上国の努力だけではなく、先進諸国にも開発途上国の貿易開放のための責任がある。先進諸国が開発途上国からの輸入を制限することにより、開発途上国の FDI 誘致能力を著しく阻害することになってしまう。

一般的には、FDI は輸出入双方を増やす効果がある。輸出に関しては、例えば、財政が逼迫していた被投資国は、投資を受けることにより自国の資源（鉱物採集への外国投資）あるいは地理的立地（移行経済諸国への投資）を活かすことができる。

また、輸入に関しては、外国企業の進出によりそれまで無かった種類の物資等の輸入が増加する。ただし、最初は輸入が増加するものの、その後 MNE が地元の企業を下請け業者として契約することで徐々に輸入が減少していく傾向にある。」⁶

◆ 技術移転

「新技術は FDI を通して開発途上国にもたらされ、最初は一企業など限定的な部分での効果しか見せないが、最終的に国内のより広範なビジネスセクターに普及する。一般に技術拡散の最も重要な源は MNE と地元サプライヤーとの「垂直方向の繋がり」である。通常 MNE は、品質向上のためにサプライヤーに技術支援、研修、その他の情報を提供している。また、多くの MNE は、地元サプライヤーが原材料や中間財の購入ならびに生産施設の近代化やアップグレードをする際に、手助けを行っている。

このように、先進諸国から開発途上国へと技術が移転し、FDI は開発途上国の技術革新と生産性向上をもたらす役目を負っているのである。

⁵ OECD 政策フォーカス©OECD. Reproduced by permission of the OECD No.42 2003 年 1 月参照

⁶ OECD 政策フォーカス©OECD. Reproduced by permission of the OECD No.42 2003 年 1 月参照

ただし、被投資国におけるこうして移転された技術の実際の利用については、国によって大きな違いが見られる。技術が最初に移転される企業だけでなく、非投資諸国のビジネスセクター全体にとっても適切なものでなければ、その技術移転が大きくその国の生産性向上と経済開発に影響をもたらすとは限らないのである。生産性向上に対して FDI が自国の投資よりも大きなプラス効果をもたらすためには、国内企業と外国投資家との間の「技術ギャップ」は比較的小さいものでなければならない。重大な相違が見られる、あるいは、被投資国の技術の絶対的レベルが低い場合は、地元企業は MNE から移転される外国技術を吸収できなくなってしまう。」⁷

◆人的資本の強化

「外国企業が投資を希望するような環境を整備する際に、一般教育に投資することは最も重要である。一定の教育水準を達成することは、FDI を誘致する能力だけでなく、進出してきた外国企業からの人的資本の波及効果を最大化するためにも重要である。技術のケースと同様、進出してきた外国企業と被投資国との間に大きな「知識ギャップ」がある場合は、大きな波及効果は得られない可能性があるのだ。

FDI が人的資本に直接与える影響は主に、MNE が国内企業よりも多くの研修等の機会を提供しているからである。しかし、人的資本が国内経済に波及効果をもたらしたという証拠は弱い。さらに、MNE による教育は、一般（公的）教育よりも必然的に小規模である。FDI による研修の恩恵は、一般教育によるスキル向上を補うものであり、それにとって代わるものではない。しかし、MNE の熟練労働者に対する需要によって、被投資国当局は必要とされているスキルを早期に知ることができるため、MNE 進出は有益なデモンストレーションとしての効果を生じえる。

人的資本の水準とその波及は、技術移転と密接に関係している。技術的に進んでいるセクターや被投資国では、人的資本の波及効果が生じる可能性が高く、また逆に人的資本の水準が高い国では技術の普及がより容易である。したがって、技術および人的資本の波及効果を得るための取り組みは、技術や教育の向上に向けた政策がともに実施されてこそ、有効である。」⁸

◆競争

「1990年代初頭より、吸収・合併（M&A）ブームが地球規模の企業再編をもたらした。また、同時に、企業間の戦略的提携が劇的に増加したことにより、独立した企業間の関わり方も変化した。また、主に開発途上国と新興経済諸国においては民営化の波も多くの FDI を引き付けた。これにより国内市場における集中度が高まり、競争に重大な影響をもたらしている。FDI による被投資国の市場集中度への影響は先進国よりも開発途上国の方が顕著である。

他方、外国企業の進出によってそれまで「ぬくぬくとしていた」国内市場に競争圧力が増す可能性もある。外国企業の市場参入は競争増加に繋がり、それにより脆弱な企業が倒産する可能性もある。これは最終的に、市場集中度を高め、競争の低下につながる可能性がある。したがって、生産性の低い国内企業にとって代わって業績の良い企業が参入するのは好ましいが、健全な競争を保つ政策が必要である。このための最善の策は、被投資国を国際貿易に対してより開かれたものにする事で「関連市場」を拡大させることである。

さらに、弱者の市場撤退で生じる反競争的な影響を最小限にするために、効率を向上させる国内競争法や監督機関が必要となるのだ。」⁹一般的に投資国との技術レベル、経済レベルの差が大きい国では、このような法的整備や監督機関がきちんとなされている場合が少なく、このような法的インフラからの改善が被投資国には求められる。

◆企業の発展

「外国資本が絡む買収は、企業経営やコーポレートガバナンスに変革をもたらす。一般に、MNE は、買収した企業に対して独自の企業理念、内部報告制度、情報公開原則を課すことが多く、通常は買収に

⁷ 同上

⁸ OECD 政策フォーカス©OECD. Reproduced by permission of the OECD No.42 2003年1月参照

⁹ 同上

伴って外国から役員が送り込まれる。外国の企業経営慣習が被投資国のそれよりも優れている場合は、買収により企業の効率が飛躍的に向上する。

特に国有企業の民営化への外国企業の参加は適例である。民営化に MNE が参加することで、買収された企業の経営効率は確実に向上する。しかし、一方で効率化のためのかかなりの人員削減が行われることも多く、政治的な論争が引き起こされている国もある。

また、公益事業の民営化は、特にデリケートな問題であることが多い。これらの企業は地元経済のある部分において、独占的な力を持っていることが多いためだ。OECD が提唱する最善の民営化戦略は、民営化をより大きな競争へむけての市場開放と結びつけることである。」¹⁰

◆環境及び社会問題

「FDI の影響が及ぶのは被投資国の経済だけでなく、社会状況や環境に重要な影響を与える。FDI には開発途上国の環境に大きな恩恵をもたらす潜在力があるのだ。しかしこの潜在力を実際の利益に変えるには、被投資国政府が適切な環境政策を実施する必要がある。例えば FDI の流入から環境面への恩恵を十二分に引き出すには、環境面の観光や被投資国の企業のより広範な技術力など、受け入れ側に適切な能力が必要である。

FDI に伴って開発途上国に移転される技術は、現地の技術よりも近代的で「クリーン」な傾向がある。また、地元での複製、雇用の移動、サプライチェーンによる要求が全般的な環境の改善につながっている被投資国では、プラスの波及効果が認められる。

また、外国投資は貧困の削減に役立つ可能性がある。FDI が経済成長に及ぼす全般的な影響はきわめて重要である。一般に、開発途上国における所得の増加の恩恵は、最貧層の人々にも相応に届く。貧困削減への FDI の効果がより強力になるのは、労働集約的な産業を発展させる手段として FDI が行われると同時に、MNE が国内労働法及び国際的に認められた労働基準を厳守している場合である。この二点が正常に機能していない場合は、労働者の酷使と搾取に繋がり貧困問題に加え、労働問題が噴出することになってしまう。

FDI と労働者の権利との間にはプラスの関係があることを示している。場合によっては、低い労働基準がむしろ FDI の妨げとなることもあるのだ。」¹¹

開発途上国への直接投資増加と効果最大化のためには投資国は何をすべきか

「FDI が開発にもたらす恩恵を最大限に得るためには、被投資国の政府当局が政策の調整を行う必要がある。しかし、MNE の母国、そして先進国側全般にも自国の国家政策が開発途上国に与える影響を見直す必要がある。

貿易自由化の進展は、世界規模での経済成長に大きく貢献し、先進国と開発途上国の双方に利益をもたらさだろう。FDI の大部分は、関連企業間でその後行われる貿易に依存するので、FDI に関しては先進国(投資国)側の貿易政策が重要となる。先進国への輸入を制限する目的で導入された貿易障壁や助成制度は、現在、開発途上国へのコストとなっている。先進国の政府当局はこれらの障壁や助成制度を削減し、最終的には撤廃することで、開発途上国の外国投資誘致能力を向上させることができるだろう。

また、投資国の政府当局は、自国の技術政策が被投資国への技術移転に与える影響を検討する必要がある。被投資国の技術的ニーズを MNE が考慮するよう先進国が奨励することでプラスの効果が生まれる。

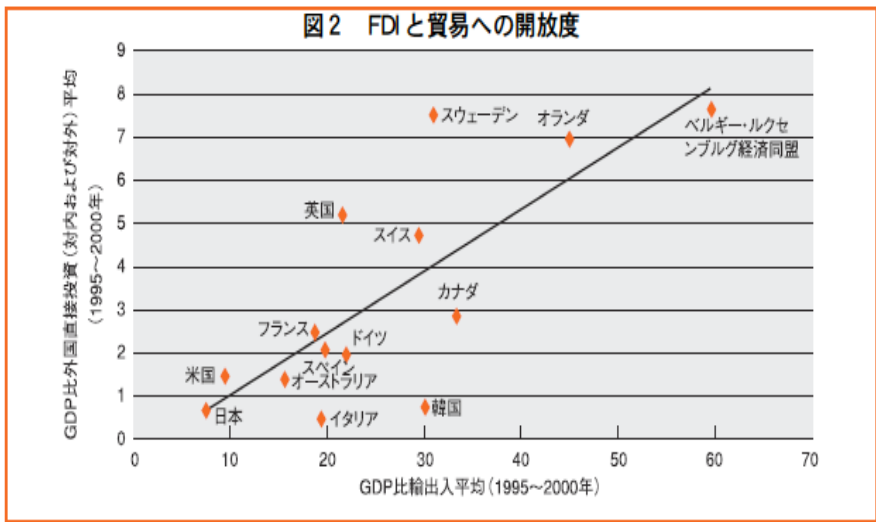
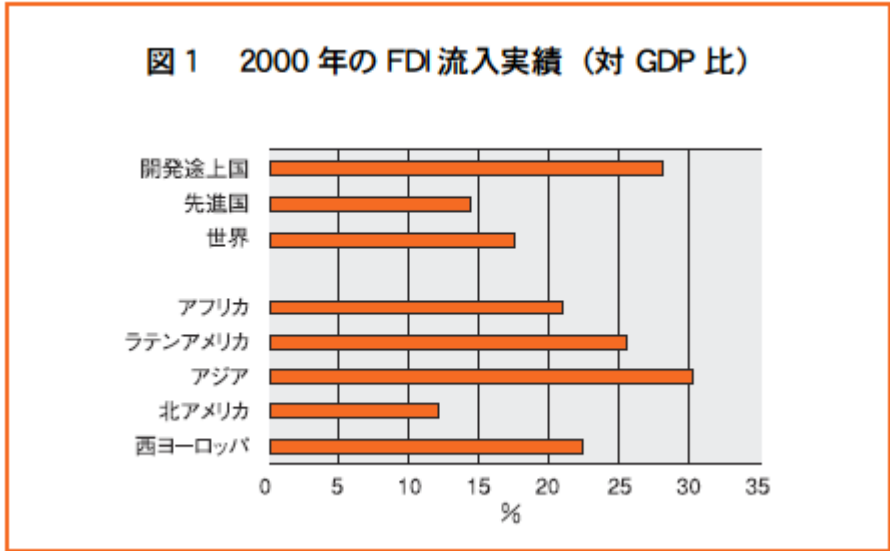
この他の取り組みとしては、FDI フローと ODA との相乗効果を高めることが挙げられる。慎重に対象を絞った開発援助は、FDI フローの増加と、貯蓄と投資を増やす好循環につながるということが立証されて

¹⁰ OECD政策フォーカス©OECD. Reproduced by permission of the OECD No.42 2003年1月より

¹¹ 同上

いる。ODA は、開発途上国の制度や政策を強化し、発展させるのに利用できる。これは、国内貯蓄、国内及び外国の投資と成長にとって好ましい環境を整備するのに役立つ。」¹²

以上のように、開発途上国への直接投資の効果を最大限に活かすには、開発途上国側の市場整備や法整備、先進国側の貿易政策の調整などが重要であると言える。



——投資国

¹² OECD政策フォーカス©OECD. Reproduced by permission of the OECD No.42 2003年1月より

対外直接投資を行うことによる投資国側のメリットは、否、メリットということよりも、直接投資を行う目的自体がメリットのためであるということが言える。補足的にはあるが、ここで直接投資を行う投資国側の直接投資によるメリットについて簡単に触れてみたいと思う。

対外直接投資を行うことによる投資国のメリットは以下の通りである。

- 比較優位による、労働集約産業などのコスト削減効果
- 投資相手国の資源利用
- 輸出誘発効果
- 投資相手国の経済開発によるマーケットの拡大とその利用

以上の各項目について、説明を試みたい。

◆比較優位による、労働集約産業などのコスト削減効果

これは、高度経済成長を終えた後、徐々に日本国内での労働賃金率が上昇することで、その回避策、また、日本国内の技術集約産業の発達のために行われてきた、直接投資の原始的な目的といえる。

基本的に、今まで日本が東南アジア諸国に対し直接投資を行い、現地での労働力を利用することは上記の目的がもっぱらであり、それに対し日本国内ではアフターケア、研究開発など高度なサービス産業や生産活動に集約することが可能となり、日本企業のコスト削減、そして、高次な産業の育成のために直接投資は一役買って来た。

現在も開発途上国に向けた直接投資は、主にこの比較優位を利用した生産拠点のシフトであり、それによるコスト削減と価格競争の強化は投資国のメリットとなる。

◆投資相手国の資源利用

上記の項目で述べた、比較優位を利用するための生産拠点の設置のための直接投資とは別に、投資相手国国内での資源採掘のための直接投資を行うケースがある。具体的には三菱商事による BHP Billiton 社との提携によるオーストラリアにおける石炭の採掘¹³などが挙げられる。これにより、投資国は相手国の資源を有効に利用できるようになり、資源確保の一端として、直接投資はその役割を担っている。

◆輸出誘発効果

輸出誘発効果とは、直接投資により生産拠点が投資受入国に設置され、その生産立ち上げ期に生産に必要な資本財や中間財が本国から供給されるために、本国からの輸出が増加することを指す。一般的には、生産拠点が投資相手国に設置された間もなくはこの効果が大きい、中間財の生産も同時に投資受入国で行った場合はこの効果は薄れていくことになる。ただし、比較優位を有効に利用し続けていく場合には、高度な技術を駆使した技術集約産業による中間財を現地で組み立てるといったような構造により、輸出は継続的に誘発されていくと考えられる。

◆投資相手国の経済開発によるマーケットの拡大とその利用

本論文の最大の目的でもある、直接投資による開発途上国の貧困削減とダイレクトにつながる投資国のメリットである。これは読んで字のごとく、直接投資によって開発途上国の経済が活性化、そして新たな市場の開発により、日本企業の新たなターゲットマーケットとして直接投資の効果を期待する、ということである。

具体的には、タイやマレーシアに自動車産業の直接投資を行い、生産拠点を移した後、それら（もちろん自動車産業だけによるものではないが）外資企業によりタイやマレーシアの経済活動は活性化し、国民経済も向上している。そのため、タイやマレーシアも重要な自動車販売のマーケットを有するようになり、これは日本の自動車企業にとっても大きなメリットとなっている。

¹³ 三菱商事ホームページ

以上のように、対外直接投資を行うことは投資国にとってももちろんメリットがあることであり、相手国の経済開発に資すると同時に、投資国の企業やマクロ経済全体の効果としても有効である。これらのメリットを双方に活かすことで、対外直接投資は相手国にも日本にとっても WIN-WIN である関係を築くことができる。

開発途上国における直接投資の効果は、国内の知識・技術レベルや法整備を含めた直接投資政策が鍵を握っていることを述べてきたが、それでは、実際に日本が海外直接投資を行ってきた例を取り上げ、それとともに、それらの国が直接投資を受けることでどの程度の GDP 増加が生じたのかを検証する。

日本が直接投資相手国として選ぶ国は、欧米先進諸国の他にはアジア地域が大きな割合を占める。

ここでは、マレーシア、タイ、インドネシアの3カ国を例に挙げ、国内産業を明らかにしていくとともに検証を行う。特に直接投資が多く行われたアジア危機以前の90年代初頭から半ばにかけて注目することにする。

◆マレーシア

マレーシアは、1991年から「ビジョン2020年計画」を掲げ、2020年までに先進国入りを目指すことを目指している。このため、インフラ関連の大規模プロジェクト建設などが国中いたるところで進行中である。

そのためマレーシアは外資の選別強化を図り、マレーシア工業開発庁は労働集約産業は不要であるとの立場から、条件付で従業員一人当たりの投資資本額の下限を設定するなどして労働集約産業を抑制し、投資認可は技術・資本集約産業に絞っている。

また、マレーシアが育成を強く望んでいる産業は、ハイテク産業、研究開発、地方立地産業、地域統括本部、認可サービスプロジェクト、サポーティングインダストリーである。

そして1996年1月には、マレーシア政府は、全政府部門・民間企業に通達を発し、技術の移転、マレーシア人に対する訓練及び国産部品使用を拒む外資とは契約をしないよう要請した。

マレーシアは、インフラの整備、教育水準、行政効率、クリーンな政治などではアジアでトップクラスにあり、それが外国投資を引き付けてきたともいえる。最大の難点は、人口が少ないことで直接投資が減少してしまうことである。だが、いったん縮小しかけた恩典供与であったが、投資誘致競争から、ここに来て、法人税の引き下げの実施などの他、上記のように選別的ではあるものの、自国の開発に必要なものには、外資に対する優遇措置を大いに強化している。

日本の直接投資の動向としては、1990年に42.1億リング(15.6億ドル)をピークに、1991年には37.1億リング(13.5億ドル)、1992年には26.8億リング(10.5億ドル)、1993年には16.6億リング(6.5億ドル)と激減を示してきたが、円高シフトから1994年には17.7億リング(6.7億ドル)と微増に転じ、1995年も21.0億リング(8.3億ドル)と引き続き増加している。

(表1)(図3)

業種的には、伝統的に電子・電機関連のウェイトが非常に大きく、次いで化学品、基礎金属、輸送機器、木材などが続いている。電子・電機関係では、カラーTV、ビデオ、カーステレオ、コードレス電話、キーボード、ファクシミリなどの生産増強が著しかったが、部品メーカーの生産増強も目立ってきている。

特筆すべきことは、日立製作所が、ハイテク産業に対する恩典を受けて、半導体の前工程工場を設置したことである。

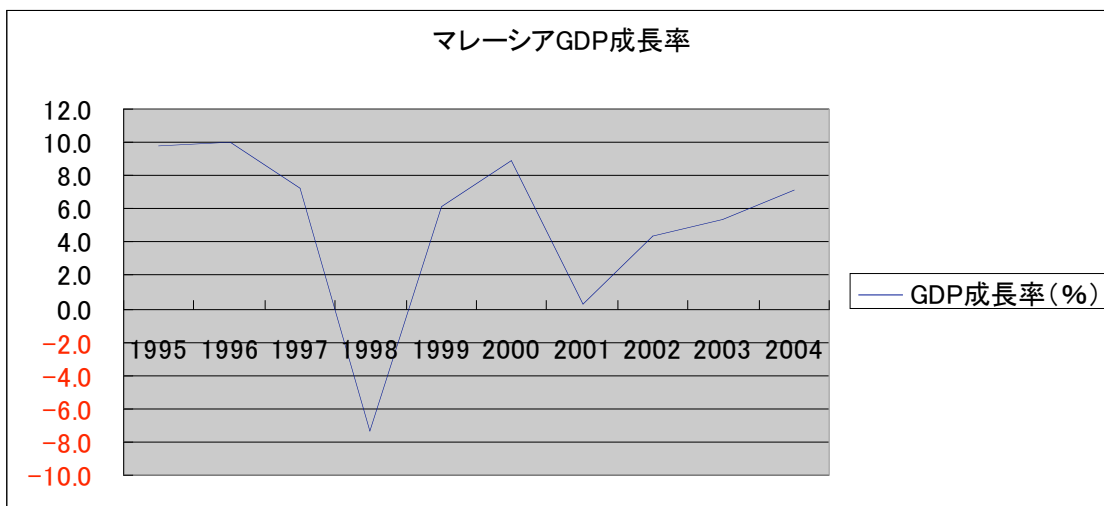
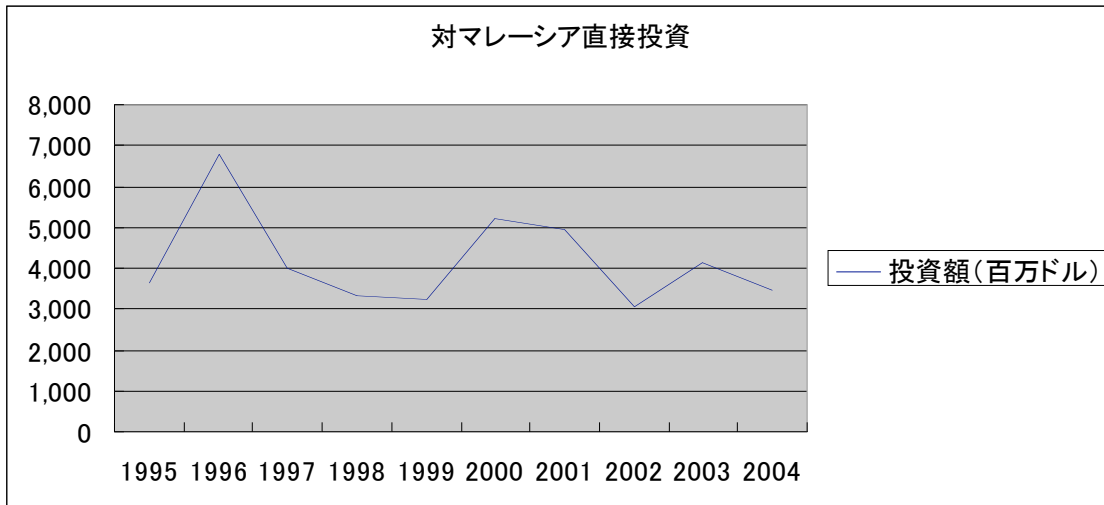
また、マレーシアは、AV機器では製品、部品とともに、世界の供給基地となっている。ちなみに、マレーシア製TVは日本の需要の3割を賄っているほどである。

(表1)

年	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
投資額(百万ドル)	3,651	6,779	4,017	3,328	3,229	5,223	4,952	3,046	4,115	3,450
GDP 成長率(%)	9.8	10.0	7.3	-7.4	6.1	8.9	0.3	4.4	5.4	7.1

(JETRO 海外情報ファイル)

(図 3)



◆タイ

1988 年をピークにして減少を続けてきたタイに対する外国からの直接投資が、1993 年を境にまた急増に転じている。タイ投資委員会に対する外国投資の申請は、1993 年に件数で対前年比倍増したのに続き、1994 年には 689 件、3706 億バーツと、対前年比で件数で 1.3 倍、金額で 2.9 倍に達し、さらに 1995 年も、対前年比で件数で 2.9%、金額で 31.5%増加している。この急増の主役を演じているのが日本である。1993 年から 1995 年までの 3 年間の累計（申請ベース）で日本からの投資は件数で 38.7%、金額で 48.8%を占めている。承認ベースで見ても 3 年間の投資総額の 49.4%が日本からの投資である。

1990 年代半ば当時、タイ政府が内外資本に増強を強く求め、優遇しているのは、地方への立地、サポート・インダストリーへの投資、R&D への投資、基礎産業への投資である。

また、タイ投資市場は当時から競争が激化している。これは、タイ政府が国内企業を対外競争から保護する政策から、貿易投資の自由化により国内市場に競争原理を導入し、国内企業の国際競争力を強化する政策に転換した結果である。例を挙げれば、まず、日本企業の独占的市場であった自動車産業（1995 年の販売シェア約 9 割）に、ビッグ 3 に加えて韓国企業も参入し、狭い市場に多数の企業がひしめき合っている。長らく旭硝子の独占市場であったガラス市場には、米国ガーディアン社が 1992 年から参入

し、旭硝子の規模を上回るような勢いで設備投資を行いつつある。NEC が固い地盤を築いていた通信機市場にも、シーメンス、AT&T が参入し、地歩を拡大した。また、地場資本の著しい台頭に苦戦を強いられてきた日系デパートでは、米国資本(Lotus)とオランダ資本(Makro)の参入が加わるなどして、厳しさがさらに増している。

それでは、その中でタイに対する日本の直接投資の動向はどうなっているのか見ていこう。

下の図表(表2、図4)にあるように、日本の対タイ直接投資は1988年に一度ピークを迎えた後、再び1995年に盛り返している。

輸銀が1995年に行ったアンケートによれば、海外直接投資対象国としてタイが、ダントツの中国に続き、第2位にランクしており、人気を盛り返した。増加している投資の中心は自動車、電子・電機の組み立てメーカーとそれらに部品・資材を供給する部品・資材メーカーである。その中でも特に件数的に増加の中心をなしているのは、タイ政府が育成・強化したいと考えている部品・資材メーカーであり、部品・資材メーカーの生産増強では、新規進出、拡張投資いずれも目立っている。また、自動車メーカー間でのエンジン、完成車生産における協力も興味深い事例として挙げられる。タイに対する直接投資の大きな割合を自動車関連投資を占めており、技術移転、雇用の創出も自動車関連企業の貢献が大きい。

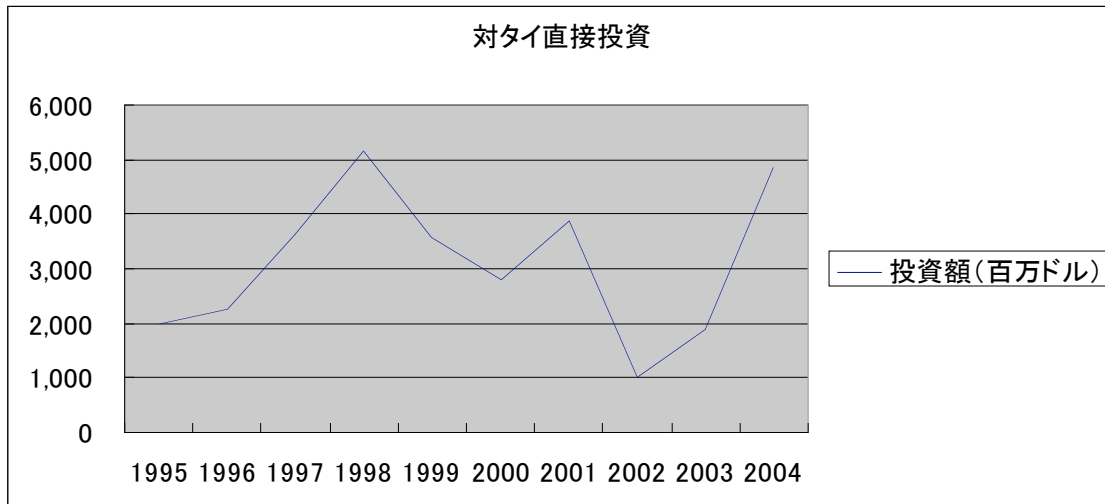
14

(表2)

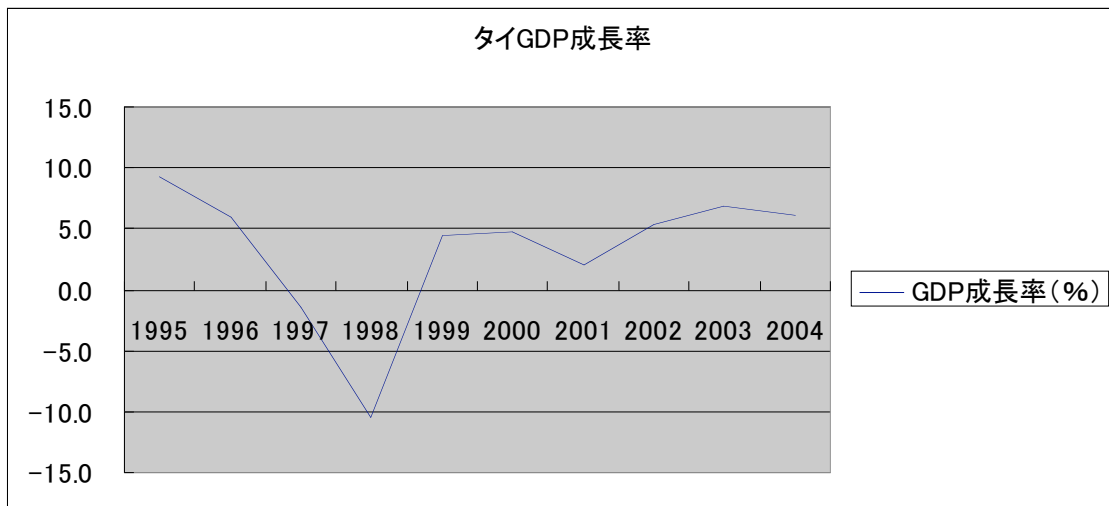
年	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
投資額(百万ドル)	2,004	2,271	3,627	5,143	3,562	2,813	3,873	1,023	1,882	4,850
GDP 成長率(%)	9.2	5.9	-1.4	-10.5	4.4	4.8	2.1	5.4	6.8	6.1

(JETRO 海外投資ファイル)

(図4)



14 以上、『アジア投資新事情』石井昌司 中央経済社 1996年 p.63-p.75



アジアをモデルとした、直接投資の受入国における経済効果

1. 直接投資と技術移転効果

先に述べたとおり、一般的には直接投資は、新しい技術を体化しており、受入国の全要素生産性の向上に寄与し、経済成長率を高めると考えられている。直接投資の受け入れが新しい技術の移転を伴うものでなくとも、資本ストックの増加から受入国の経済規模を拡大させる。いずれの場合にしても、持続的に直接投資が行われることにより受入国の経済成長率は高められる。

だが、どちらにしろ直接投資が経済成長効果を及ぼすにしても、自力での持続的な発展を目指す上で投資受入国の技術発展の必要性は大きい。そのため、直接投資の受入国は、直接投資を受け入れることで新しい技術あるいは高度な技術が誘導されることを期待するのである。技術の導入は経済発展の重要な源泉である技術進歩を促す。通常、海外からの技術の導入は、パテントなどの知的所有権の輸入、技術の体化された機械設備などの輸入あるいは直接投資の3つの形態をとる。

四本のだが、技術移転を数量的に計測することは難しい。ここでは、直接投資による技術移転そのものの成果を表す指標とはならないかもしれないが、外資系企業の現地経済あるいは現地企業の生産性などに対する影響を数量的に検討することで、技術移転の成果を検討したいと思う。日系企業と現地企業の労働生産性の比較を行うことで、日系企業の生産性が現地企業の生産性よりも高ければ、潜在的に日系企業は現地企業に対して技術移転を行う能力があると解釈することが可能なはずである。また、労働生産性は技術水準だけでなく、資本装備率によっても影響を受ける。したがって、技術移転を考察する場合には、資本装備率を考慮した全要素生産性(TFP)を用いることが望ましい。しかし、全要素生産性の計測には恣意的な判断が介入する余地があり、いずれの計測結果についても議論が生じる。そこで、ここでは全要素生産性の比較結果に加えて近似指標として労働生産性の比較を試みた。(表3)

分析結果は、日系企業の労働生産性は現地企業の労働生産性の2倍から1.1倍くらいあることを示している。これらの結果は韓国を除き、全要素生産性の比較結果とほぼ同様の傾向を示している。韓国での1.1倍という数字は以上に大きく、既に論じたような問題点か統計上の問題点が示唆される。しかし、韓国のケースを除いても、日系企業の存在は技術移転が実現した場合に、現地経済及び現地企業の生産性向上に大きな貢献となる可能性を示している。¹⁵

¹⁵ 海外直接投資論 高中公男 勁草書房 2001 p.184-p.186

(表3) 全要素生産性(TFP)比較および労働生産性比較

	TFP 比	日系企業(a)	現地企業(b)	(a)/(b)
韓国	2.8	202,594	17,949	11.3
台湾	1.8	52,783	26,237	2.0
香港	2.0	80,225	18,491	4.3
シンガポール	3.3	65,998	31,263	2.1
タイ	2.8	21,836	8,953	2.4
マレーシア	3.3	36,268	14,365	2.5
インドネシア	3.4	12,988	3,562	3.6
フィリピン	4.4	12,986	6,035	2.2
中国	-	23,652	3,652	6.5

通商産業省『海外事業活動基本調査』、Asian Development Bank, *Key Economic Indicators of Developing Asian and Pacific Countries*, Oxford Press, 2000

高中公男「東アジア諸国の経済発展と相互依存」『海外事情』第47巻第7・8号 1999年7月

※「TFP比」は日本のTFP計測値を東アジア各国の計測地で割った比率。

※労働生産性は、労働者一人当たりの付加価値で算出した。単位はドル。

労働単位コスト = (総人件費 / 実質生産額)

2. 進出企業による進出先の雇用・売上・貿易に与えるインパクト

一般的に上記の技術移転に加え、直接投資による相手国の現地経済への影響として、雇用・売上・貿易に対する影響というものがある。特に、これに関しては、大きく投資受入国のGDPに大きく反映される要素として、投資受入国の経済発展に大きな価値を持つ。

ここでは、直接投資＝現地進出外資系企業による現地経済効果をそれらの観点で見ていく。

表4には、統計の入手が可能な製造業に関して、投資受入国の雇用、売上、輸出に占める外資系企業の割合が示されている。表4に挙げられている全ての国で、外資系企業が現地企業と比べて輸出比率が高い。雇用に占める外資系企業の割合の国別パターンは資本形成に占める直接投資の割合のパターンと似ている。その割合はシンガポールとマレーシアで高く、シンガポールでは製造業労働者の約6割、マレーシアでは約半分が外資系企業で働いている。これらの国に続いて外資系企業で働く労働者の割合が高い国はフィリピンで、その割合は約3割である。

直接投資をする外資系企業は、先に述べたように投資受入国が持つ労働集約産業の比較優位を有効に利用することを目的とし、工程間分業体制を築き上げるために開発途上国に投資することが多い。企業間貿易や逆輸入という形で投資国へ輸出されるところに、その数値も現れている。

実際、1996年における在アジア日系企業（製造業）による日本向け輸出の84%および第三国向け輸出の43%が企業内輸出である。¹⁶

また、輸出の増加によって投資受入国側は外貨の獲得が期待できる。もちろん、直接投資資金の流入に伴って外貨は流入するが、それだけではなく、外資系企業が事業を通じて、外貨の獲得に貢献してくれることを期待している。外資系企業の現地での輸出および輸入などの事業活動に関する包括的活信頼できる統計は整備されていないが、そのなかで、統計が存在する日系企業の海外での輸出および輸入状況を考察することから、日系企業の進出国への外貨獲得における貢献度を測定する。

その結果が表5である。表5は在アジア日系企業の輸出額が全産業と全産業から商業(卸売・小売)を除いた部門について進出国別に示されている。商業を除いた分類を別掲したのは、商業以外の産業で生産された製品が商社などの商業に属する企業を経由して貿易された場合に、同じ製品の貿易が商業と商業以外の産業とで重複して計上される可能性が高いことから生じる誤差を取り除くためである。そこで、商業を除いた数字を見ると、インドネシア、香港および中国においては輸入額が輸出額を上回っている

¹⁶ 第2回逆輸入の実態に関するアンケート調査 日本貿易振興会経済情報部計量分析チーム編 日本貿易振興会海外情報センター 1997

が、その他の国では輸出超過となっている。特に、1997年のシンガポールとマレーシアでは輸出超過額はそれぞれ16億ドルと13億ドルと大きな値を示している。したがって、日系企業の進出は、直接投資受入国に輸出拡大とともに外貨の拡大という面でも受入国経済発展のために貢献できるといえる。¹⁷

(表4) 外資系企業の現地経済活動に占める割合

	調査対象年	雇用	売上	輸出
韓国	1986	9.5	21.5	29.0
台湾	1986	10.0	13.9	18.5
香港	1990	13.5	18.2	66.9
シンガポール	1988	59.5	53.0	88.1
タイ	1986	38.6	48.6	46.3
マレーシア	1988	48.7	44.8	59.6
インドネシア	1990	18.8	22.3	22.3
フィリピン	1987	27.3	40.8	34.7
中国	1990	0.1	-	12.6

United Nations, World Investment Directory, 1992

※製造業が対象ただし、中国の雇用、韓国・インドネシア・フィリピン・中国の輸出は全産業に対する割合。

(表5) 在アジア日系進出企業の貿易動向 (単位: 100万ドル)

	全業種			商業以外		
	輸出	輸入	収支	輸出	輸入	収支
韓国	978	693	285	936	583	353
台湾	3,392	3,983	-591	1,897	1,662	235
香港	14,523	21,369	-6,846	2,099	2,639	-540
シンガポール	20,316	18,369	1,947	6,256	4,683	1,573
タイ	2,654	2,983	329	1,806	1,493	313
マレーシア	5,321	3,369	1,952	4,563	2,236	2,327
インドネシア	456	726	270	239	406	-167
フィリピン	762	793	31	463	489	-26
中国	248	265	16	137	190	-53

逆輸入の実態に関するアンケート調査 日本貿易振興会 1997

¹⁷ 海外直接投資論 高中公男 勁草書房 2001 p,181-p.184

第3章 対アフリカ直接投資事例

第1節 欧米企業の例

欧米企業のアフリカへの直接投資の成功例は次のようなものがある。

エジプトへの直接投資の例として、製薬会社のグラクソスミスクラインと加工食品会社のハインツがある。

まずグラクソスミスクラインから述べていく。グラクソスミスクラインの歴史を見ていくと 1995 年に Glaxo と Wellcome が合併し GlaxoWellcome になり、2001 年に GlaxoWellcome と SmithKline Beecham が合併し、世界第二位の売り上げを誇る製薬会社が誕生した。グラクソスミスクラインは工場をエジプト、モロッコ、南アフリカ、イスラエル、サウジアラビア、トルコとアフリカや中東に構えている。

¹⁸ グラクソスミスクラインのエジプトでの歴史は 1980 年代にさかのぼる。1981 年に Glaxo はエジプトの Advanced Medical Industries(ABI)という地元の製薬会社の株式を一部保有した。しかし 10 年という歳月を経ても会社の利益はほとんど出ず、マーケットのシェアは 22 位の 1%に過ぎなかった。そこで 1990 年に Glaxo のグループ会社は ABI の株式を 51%保有し、経営権を握った。1991 年には 69%の株式を保有し、翌年には 87.8%の株式を保有し、社名を Glaxo Egypt S.A.E に変更した。1995 年には Glaxo と Wellcome が合併したため、社名は Glaxo Wellcome Egypt となった。

ここでエジプトの地元の製薬会社の歴史を見ていくと、1976 年に Amoun Pharmaceuticals という民間会社が初めて、エジプトに製薬会社として設立された。この会社は医薬品を輸入して流通させる業務をしていたが、製薬業界で一番成長が速い企業となった。1989 年、この会社は二つの会社を保有していたので最初に保有した ABI のエジプトにある工場を Glaxo に売却した。二つ目の会社は Amoun Pharmaceutical Industries Company(APIC)といい、エジプトの製薬業界で 4 位の会社であった。

1999 年に Glaxo Wellcome Egypt は APIC の株式を 97%保有し、吸収した。この合併は世界の製薬業界の三番目の規模となった。

Glaxo Wellcome Egypt はこれによりエジプトでの製薬業界でのマーケットでリーダーとなり、マーケットシェアも 9%まで上昇した。

現在では Glaxo SmithKline(GSK) Egypt はエジプトの製薬業界のマーケットで一番の製薬会社となり、リーダーとして君臨している。

¹⁸ Egyptian Case Studies www.mathoum.com/press7/226E2.pdf

Table 4.8 GSK market share (%) for selected market (LE million) and years

	1994	1995	1996	1997	1998	2001
Selected Market (LE million)	2.285	2.569	2.735	3.357	3.491	4.334
Glaxo Wellcome Egypt	6.2	7.2	7.5	7.8	8.4	9.9*
BMS Egypt	6.2	6.2	6.2	5.5	5.8	5.3
Eipico	4.9	5.1	4.8	5.0	5.1	4.8
Pfizer Egypt	3.5	3.9	4.4	4.1	3.9	3.8
Pharco	3.7	3.8	4	3.6	3.5	3.8

* The total shares of GSK plus Amoun

Source: IMS, 2002

もうひとつの成功例としては、世界的にケチャップで有名な食品会社で Heinz がある。ハインツはエジプトでの事業を始めるにあたって、エジプトで 25 年間営業していたクウェートの会社と事業提携を進めた。ハインツはエジプトをトマトの輸出基地とするために、地元の農家に呼びかけて、需要に応えられるようにシステムを構築していった。

エジプトの食品加工業は高品質と安い農産物の価格により、最も古い製造業のひとつとなっている。この産業はエジプトにおいて安定的な輸出と雇用を確保していて、エジプトの製造業の 15% の付加価値を生み出している。綿や衣服などの産業に次ぐ二番目に大きな産業で、1999 年には 52 億ドル輸出している。食品加工業に従事している会社は約 1300 あり、総雇用者数は 73000 人である。価格競争力がある農産物に力を入れることによって、エジプトの食品加工業は国内需要の増加に伴い、1990 年から 10 年間、年平均 22% の成長を遂げる産業となっていた。

HJ Heinz は食品加工業界の中で世界的なリーダーとして、世界の売り上げで 10 位にランクインされている。この会社は 1869 年にアメリカに設立され、家族で経営されていた。1896 年にはロンドンに支店を出した。ここからハインツは海外進出を本格化し、オランダの食品加工会社を買収、それからイタリア、ポルトガル、メキシコなどの他の国の食品会社を買収していった。ハインツはケチャップで有名であるが、アメリカではその市場の 60%、イギリスでは 66% のシェアを占めている。

50 カ国をこえる国々で、5700 以上の種類の製品があり、2002 年には 94 億ドルの売り上げを誇った。これはエジプト全体の食品業界の売り上げを超えるものだ。

1990 年に Heinz はエジプトで事業を始めるにあたって信頼できるパートナーを探し、クウェートの食品会社である Americana と提携した。Americana はすでにエジプトで成功した食品会社で Americana という世界的なブランドを持っていて、食品産業とレストラン産業で知られている。この二つの会社は 1992 年にジョイントベンチャーとして Heinz Egypt を立ち上げた。ジョイントベンチャー会社は最初、67% の株式を Americana が保有していたが、5 年後に 51% の株式を Heinz が、49% を Americana が保有し、社名は Heinz Egypt となった。

最初はトマトの輸入だけの事業に集中していたが、徐々に地元の新鮮なトマトにも目を向けていった。1991 年には最初の投資として 1140 万ドルを、ハインツエジプトがケチャップを作る製造施設のために投資をした。2002 年にはトマトをベースにした、ジャムやジュースなどをエジプトやアラブの国々に供給していった。

ハインツがエジプトに直接投資をした理由としては、成長が期待される地域の市場があったからだ。供給サイドとしてエジプトは、トマトの生産では世界で 5 番目の大きさであることも挙げられる。エジプトは毎年 500 万トンのトマトを生産しており、エジプトの気候もトマトの栽培に適している。高い品質と安い農産物がハインツの投資のきっかけとなった。

ハインツがエジプトで供給しているケチャップの原材料はすべてエジプトでまかなわれている。新鮮なトマト、砂糖、お酢、塩などはすべてエジプトで入手可能で、パッケージも地元の製造業者のものを利用している。

需要サイドとしてはエジプトには 6700 万人の人口というとても大きな消費市場がある。一人当たりの国民所得の上昇と、国内に Nestle, Fine Food(Unilever), Pepsico-Snacks などの国際的なブランドが参入してきたことにより消費者の嗜好が国際的な高付加価値の食品に向いていることも挙げられる。

食品加工品の需要としてエジプトではレストランや観光産業の成長も挙げられる。特に観光産業は高品質やブランド品の需要を上昇させる。さらに Heinz Egypt にはファーストフード店のフランチャイズとのジョイントベンチャーがあるので、それらが Heinz Egypt のパフォーマンスの底上げにつながっている。

また、エジプトの食品加工業には潜在的な成長が見込まれる大きな事実がある。それは豊富な量のフルーツや野菜に比べて、高付加価値な加工食品はそれらのほんの一部に過ぎないからだ。毎年 5900 万トンのトマトがエジプトでは生産されているが、それらのうち 2300 トンしか加工されていない。高付加価値な加工食品に転換できる余地は十分にあり、それが国際的な企業の投資先としてのエジプトの魅力として映る。

Heinz Egypt はエジプトを供給基地として、湾岸地方やレバント地方に輸出して、アラブ市場は輸出の 30% を占めている。Heinz グループの協定で EU 市場には輸出を行っていない。

Heinz にとって Americana とのパートナーシップは非常に有益なものとなった。Americana は加工食品産業のダイナミズムやアラブ地方の輸出市場の鍵となるものなど様々な知識を Heinz に提供した。また Heinz Egypt はエジプト、サウジアラビア、UAE、カタール、バーレーン、レバノン、シリア、モロッコなどの市場に独占的に供給できる協定がある。Heinz Egypt はエジプトのケチャップ市場の 90% のシェアを占め、Heinz はエジプトへの直接投資を成功裡に収めることとなった。

第2節 日本企業の例

日本企業のアフリカ進出成功例には以下のようなものがある。

三菱商事のモザンビークにおけるアルミニウム地金製錬プロジェクト “MOZAL”

“MOZAL”は、BHP Billiton 社、Industrial Development Corporation of South Africa(IDC)社、モザンビーク政府と三菱商事の共同出資(三菱商事は現在 25%出資)によるアルミ製錬事業である。プラン I は 1998 年に建設を開始、2000 年 12 月に完全操業に移行した。MOZAL II は 2001 年 6 月に建設を開始し、I と II をあわせると 2003 年末には年産約 51 万トンとなる世界最大規模のアルミ製錬所である。日本企業として初のアフリカにおけるアルミ製錬事業への進出プロジェクトは、モザンビークにとっては過去最大規模のプロジェクトであり、同国の国家再建、経済発展に今後とも大きく寄与するものと期待されている。このプロジェクトを契機に、建設期間における 9500 名を超える雇用創出、港湾設備・道路等のインフラ整備等の波及効果も期待され、また MOZAL II の稼動により年間輸出額は 8~9 億米ドルにのぼる予定だ。さらに、学校建設、農業振興指導、HIV/AIDS 及びマラリア撲滅のための指導等の社会貢献策も同国の発展に寄与している。それでは、なぜ三菱商事はこのプロジェクトにしたのか。

三菱商事が"MOZAL"プロジェクトに参画することを決断した背景¹⁹

- (イ) 冷戦構造の終結に伴い、1994年に内戦が終結。
- (ロ) 南アフリカ政府による強力な支援（同国電力公社による長期間にわたる競争力のある価格での安定した電力供給の保証。アルミ製錬事業にとってその成否を左右する要素は電力供給であると言われている。）
- (ハ) 総額13億米ドルにのぼるプロジェクト・ファイナンスが、世銀グループ、IFC、南アフリカ開発銀行、英国、ドイツ、フランス、日本、カナダ等の国家金融機関による支援が得られたこと。
- (ニ) BHP Billiton 社、Industrial Development Corporation of South Africa (IDC) 社という、信頼できるパートナーの存在。
- (ホ) チサノ大統領をはじめとする政府首脳が全力を挙げて戦後復興に尽力したという、モザンビーク政府の真摯なコミットメント。

このような背景から、MOZAL"は今後も順調に操業し続け、地域経済、産業界に貢献していくと三菱商事は確信している。これに加え、MOZALの株主は MOZAL Community Development Trust を設立、モザンビーク社会への直接の貢献として、学校建設、水道敷設、職業訓練の推進、衛生教育等を積極的に行っている。

三菱商事は、南アフリカや上記のモザンビーク以外にもタンザニア、ザンビア、ジンバブエ、などと取引を行っている。アンゴラやコンゴ民主国へは小ミッションを派遣するなど、大きな可能性を秘める資源国としてその動向に注目、政治・経済情勢を注視している。その一方で HIV/AIDS など感染症への対応、一部で続いている内戦、不安定な政治運営などの問題は複雑かつ多岐との認識もしている。しかし、南アフリカのリーダーシップにより、現在は緩やかな安定成長軌道に乗ってきているため、南部アフリカビジネスの将来性は高く評価されているのだ。

また、三菱商事に代表される日本企業がアフリカビジネスに参入するメリットはアフリカ側にもある。日本企業は地域貢献も掲げていることが多い。実際三菱商事は株主通信で以下のように書いている。「日本企業が、南部アフリカでビジネスを展開する上で、常に踏まえておくべきことは、それぞれの国の軒先を借りていることを忘れず、ビジネスの成功を期すとともに、当該国・地域への感謝と貢献の精神を忘れないこと。ビジネス言語の英語による識字率の向上、従業員のモラル向上など、教育面で日本企業がお手伝いできることは少なくありません。

三菱商事としても、ビジネスの成功と、地域社会への貢献および環境への配慮は表裏一体であるとともに、最重要事項であることを常に念頭に置き、引き続き南部アフリカに根を張っていきたいと思っています。」

このような社会貢献が日本企業の強みだ。

¹⁹ 外務省 HP http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/af_toshi/imanishi.html

第4章 対アフリカ政策

第1節 欧米のアフリカ投資政策

アフリカを含め、途上国の投資や貿易の促進対策として実施されている欧米の政策は、目標により大きく二つに分けられる。まず、一つ目は、途上国の開発を目標にして行われる開発政策、二つ目は自国の輸出を支援することを中心にしている輸出・投資支援政策である。開発政策は USAID（米国国際開発庁）など二国間機関や世界銀行のような開発機関によって提案されるに対して、投資援助政策は自国の政策として政府によって提案される。

－欧米の開発政策－

現在、アメリカや EU はアフリカに対して経済協力という視点から開発政策を実施している。それは、アフリカの経済を発展させるとともに自国の海外市場を拡大する戦略を含めている。代表的にはアメリカのアフリカ成長機会法と EU のコトヌ協定を取り上げられる。

1. アメリカのアフリカ成長機会法 (AGOA)

アメリカは、2000 年 5 月サブサハラ 48 カ国を対象にするアフリカ成長機会法 (AGOA: African Growth and Opportunity Act) を施行している。これは、対象国からの免税輸入品目を拡大し、数量制限も大幅に緩和することを目指している。この政策の背景には、①サブサハラ・アフリカ諸国の経済改革・開放および汚職などのない自由経済の構築を促進すること、②米国市場へのアクセスをより自由化し、サブサハラ・アフリカ諸国の自助努力による経済発展を支援すること、③これらの方策を通じて米国企業の活動を支援する目的がある。この政策は、64 年の UNCTAD 第一回総会の「援助より貿易を」という開発途上国の経済自立を支援する枠組みに沿ったものであると同時に、米国が冷戦後に進めている米国流の民主主義を広め、米国企業の活動を支援するという国益に合ったものでもある。AGOA の効果について大統領への報告書 (2001 年 5 月) では、AGOA が新規に貿易と投資を創造しつつあるとして、効果が早くも顕在化していると評価した。AGOA によるサブサハラ・アフリカの輸入量の増加は、表 1 で見られている。

小野充人さんの報告書によると²⁰、米国には一般特惠関税制度 (GSP) があり、サブサハラ・アフリカの多くの国は従来 4,650 の対象品目について関税率 0%で数量制限なく対米輸出が可能になっていると報告されている。今回の AGOA により被適用国は、従来の 4,650 品目に加え新たに 1,835 品目が無税輸出可能となっている。追加された品目は、靴、スーツケース、バッグ類、時計、平皿類などで、当該国からの輸入が米国国内産業に影響が少ないと考えられる品目である。また、米国政府は AGOA 適用対象国に、GSP の適用期間を 2008 年 9 月 30 日まで保証した。従来、米国政府は GSP の内容を約 2 年ごとに見

²⁰ ITI 季報 Spring 2002 / No.47 <http://www.iti.or.jp/kiho47/47ono.pdf>

直しており、現在 GSP は 2001 年 9 月 30 日に失効している。このため、AGOA 適用対象国以外は、現在 GSP の恩恵を受けていない。さらに、AGOA 適用対象国で繊維製品輸出管理を行うための査証制度を導入した国に対しては、繊維製品輸出に関して優遇措置を適用している。これは原産地比率が 35% という条件で、①米国製の繊維糸・布を利用した製品については無税で数量制限なく、また、②原材料にサブサハラ・アフリカ製もしくは米国製の繊維糸を利用してサブサハラ・アフリカで製造した布を利用した場合には、米国の総繊維製品輸入量の 1.5% を上限として無税で輸入を認めるといったものである。この上限は 8 年間で 3.5% に引き上げられることになっている。さらに、③ 98 年時点の一人当たり GNP が 1,500 ドルを下回る国に対しては 2004 年 9 月末まで、第三国の原料を利用した場合でも上記の措置を適用することになっている。現時点で繊維製品輸出優遇措置享受国数は 12 にとどまっている。なお、サブサハラ・アフリカ 48 カ国のうち AGOA の被適用国は 35 カ国にとどまっている。GSP 対象国は 46 カ国とサブサハラ・アフリカのほぼ全ての国が対象となっていたのに対し、AGOA の適用対象国が少ないのは、貿易・投資障壁の撤廃、汚職追放、民主化の実現など米国の要求を満たしていない国などが除外されていることによる。ここに、米国が援助を単にアフリカ諸国への経済支援という見地からではなく、米国が意図する民主化、透明性の拡大（これは米国企業が市場参入するための基本的な条件と思われる）を実現しようとする政策手段として使っていることが分かる。

表 1 米国のサブサハラ・アフリカからの輸入額

(単位: 100 万ドル, %)

	輸入国	GSP		AGOA	2000年 1-11月	2001年 1-11月	伸び率
		2000年	2001年				
1	アンゴラ	○	○	×	3,147.1	2,950.2	▲6.3
2	ベニン	○	○	○	2.4	1.3	▲45.9
3	ボツワナ	○	○	8/27	39.9	18.5	▲53.7
4	ブルキナファソ	○	○	×	2.4	4.8	98.5
5	ブルンジ	○	○	×	7.9	2.6	▲67.8
6	カメルーン	○	○	○	143.3	95.1	▲33.6
7	ケープ・ベルデ	○	○	○	3.9	1.4	▲63.5
8	中央アフリカ共和国	○	○	○	2.9	2.3	▲22.2
9	チャド	○	○	○	4.6	5.2	12.3
10	コモロ	○	○	×	2.0	7.2	259.0
11	コンゴ共和国	○	○	○	476.2	440.1	▲7.6
12	コンゴ民主	○	○	×	198.3	145.9	▲26.4
13	コート・ジボワール	○	○	×	360.3	264.0	▲26.7
14	ジブチ	○	○	○	0.4	0.6	88.5
15	赤道ギニア	○	○	×	145.0	396.6	173.5
16	エリトリア	○	○	○	0.2	0.1	▲51.9
17	エチオピア	○	○	8/2	26.7	27.0	1.1
18	ガボン	○	○	○	2,025.3	1,549.5	▲23.5
19	ガンビア	○	○	×	0.4	0.5	35.2
20	ガーナ	○	○	○	193.4	172.6	▲10.8
21	ギニア	○	○	○	87.4	86.0	▲1.6
22	ギニア・ビサウ	○	○	○	0.5	0.0	▲96.5
23	ケニア	○	○	1/18	99.1	115.6	16.7
24	レソト	○	○	4/23	127.9	195.0	52.4
25	リベリア				41.6	39.8	▲4.3
26	マダガスカル	○	○	3/6	138.7	258.1	86.1
27	マラウイ	○	○	8/15	51.4	68.8	33.8
28	マリ	○	○	○	9.4	5.9	▲37.0
29	モーリタニア	○	○	○	0.3	0.3	▲10.8
30	モーリシャス	○	○	1/19	259.2	256.7	▲1.0
31	モザンビーク	○	○	○	18.5	6.8	▲63.1
32	ナミビア	○	○	12/3	33.3	36.7	10.1
33	ニジェール	○	○	○	6.7	4.6	▲30.6
34	ナイジェリア	○	○	○	9,745.7	8,403.4	▲13.8
35	ルワンダ	○	○	○	5.0	6.3	27.4
36	サントメ・プリンシペ	○	○	○	0.5	0.3	▲34.2
37	セネガル	○	○	○	3.9	97.6	2371.4
38	セイシエル	○	○	○	7.8	21.3	174.6
39	シエラレオネ	○	○	○	3.5	4.3	23.1
40	ソマリア	○	○	×	0.4	0.2	▲50.1
41	南アフリカ共和国	○	○	3/7	3,893.6	4,144.6	6.4
42	スーダン				1.6	3.4	116.0
43	スワジランド	○	○	7/26	43.2	55.5	28.3
44	タンザニア	○	○	○	30.9	25.8	▲16.4
45	トーゴ	○	○	×	5.9	12.5	113.7
46	ウガンダ	○	○	10/23	28.0	17.0	▲39.3
47	ザンビア	○	○	12/3	16.9	14.3	▲15.3
48	ジンバブエ	○	○	×	104.7	82.7	▲21.0
	AGOA 合計				17,530.9	16,139.0	▲7.9
	サブサハラ・アフリカ合計				21,548.5	20,049.4	▲7.0
	世界				1,117,786.3	1,059,943.3	▲5.2

(注) GSP の○は各年 7 月 1 日現在の適用国を示す。×は GSP 失効中を示す。

表3 米国のニット製品輸入の国別増加額 (1~11月)
(単位:100万ドル)

国名	ニット製品 増加額 (HS61)	主要増加品 綿製ニット セーター等 (HS611020)	輸入単価 (\$/dz)		数量伸び率 (%)	
			2000年	2001年	2000年	2001年
マダガスカル	45.5	25.1	71.7	57.5	239.5	326.5
レソト	42.3	23.9	31.9	33.4	60.7	66.2
南ア	21.5	11.2	34.0	30.5	129.7	37.3
スワジランド	6.7	4.9	39.0	49.1	18.8	2.9
AGOA合計	122.8	70.2	38.8	37.7	65.7	59.6
米国合計	509.3	419.3	50.2	48.5	29.9	12.2

(出所) 表2に同じ。

表3は米国のニット製品輸入の増加額が大きい品目を国別にみたものである。これによると、ニット製品の中でも綿製のニット製品の輸入が増加額の5割以上を占めていることが分かる。そして増加額の大きな主要国はいずれも AGOA

繊維製品輸入優遇措置適用対象国である。同様に織物製品(表4参照)についてみると、女性用綿製ズボン類が主要輸出増加品目であり、それらの輸出拡大国も AGOA 繊維製品輸入優遇

措置適用対象国である。米国の繊維製品輸入優遇措置の適用条件は、前述のように3つある。このうち、今回繊維製品輸出の拡大に貢献したものは、第三国からの輸入原材料を利用して製造した製品である。

これは、繊維製品輸入優遇措置適用国のうちでもマダガスカル、レソト、ケニアなど低開発途上国に対して2004年9月末までの特例として認めた制度を利用したものである。これらの国では輸出価格が減少し、輸出数量が拡大している傾向がみられる。これは米国が第三国からの輸入原材料を利用した製品を優遇措置適用対象と認めたことにより、これら諸国製品の価格競争力が増し、米国の輸入が数量ベースでも拡大した可能性が高い。このようにサブサハラ・アフリカ諸国からの輸入額が増加している主要品目で、AGOAの導入に起因すると考えられるものは繊維製品、それも第三国からの輸入原材料を利用したものに限定されていることが分かる。

表2 米国の AGOA 諸国からの主要輸入増加品目
(1~11月)
(単位:100万ドル、%)

品目	2001年	伸び率	増加額
輸送用機器	319.9	132.7	182.4
3000cc以上の自動車(南ア)	(223.2)	(1,653,309.6)	(223.2)
貴石	1,978.1	6.8	126.7
ダイヤモンド(南ア)	(424.9)	(36.0)	(112.5)
プラチナ(南ア)	(1,448.0)	(2.8)	(39.7)
ニット製品	395.7	45.0	122.8
機械機器	239.5	68.7	97.5
排気ガス浄化装置(南ア)	(160.8)	(152.3)	(97.1)
織物製品	460.2	16.6	65.7
スパイス、コーヒー、紅茶類	149.3	51.8	50.9
バナラビーンズ(マダガスカル)	(75.3)	(248.4)	(53.7)
合計	18,471.2	▲4.5	▲865.8

(出所) 米国貿易統計

表4 米国の織物製品輸入の国別増加額 (1-11月)
(単位:100万ドル)

国名	織物製品 増加額 (HS62)	主要増加品 女性用綿製 ズボン等 (HS620462)	輸入単価 (\$/dz)		数量伸び率 (%)	
			2000年	2001年	2000年	2001年
レソト	24.4	26.3	69.7	69.5	11.4	120.2
マダガスカル	21.1	13.4	62.5	67.9	95.3	133.4
ケニア	18.1	15.4	55.6	54.4	13.9	96.1
南ア	13.1	11.9	49.3	49.7	▲20.8	239.8
AGOA合計	65.7	74.9	71.4	66.5	6.9	86.5
米国合計	▲765.3	167.4	82.5	81.1	19.6	5.8

(出所) 表2に同じ。

2. EU のコトヌ協定

ヨーロッパの多くの国は歴史的なことを背景としてアフリカと緊密な関係を結んでいる。その中で、2000年6月には、アフリカ・カリブ海・太平洋（ACP）諸国（77カ国・地域）を含めコトヌ協定が成立された。コトヌ協定は2000年2月末に失効した旧ロメ協定(注)に変わる新パートナーシップ協定で、EUとACP諸国間の開発協力を通じて、ACP諸国の貧困撲滅や紛争防止を目指している。この協定は、政治対話、貿易と投資、開発協力の3つを主要な柱とし、20年間の長期にわたる包括的なパートナーシップを規定している。同協定には、社会のあらゆるレベルにおける不正行為、汚職に対する戦いを強化することが明記されているほか、移民問題の解決に向けた枠組みが設けられている。予算は欧州開発基金（EDF）から、今後5年間で160億ユーロが充当されることになって。

協定の目標実現のためACP諸国は、人権や民主主義原則、法治規則、良い統治（グッド・ガバナンス）といった必須の要素を順守しながら、持続的な開発を達成するため、経済や社会の発展戦略を自ら決定する。また、同協定はパートナーシップの主役となる国家のほか、民間の企業や機関などに政治、経済、社会への積極的な参加を促すものとなっている。経済・貿易分野での協力では、ACP諸国の政治的選択や開発の優先課題を尊重しつつ、ACP諸国の世界経済への段階的統合を促進することで、ACP諸国の持続可能な開発、貧困の根絶に寄与する。ただし、経済・貿易分野の協力は、WTO協定の規定に反することのないよう実施する。コトヌ協定は、EUとACP諸国間の貿易や投資活動への新しい枠組みを提供する経済パートナーシップ協定の締結を想定している。同協定に関する正式な交渉は、2002年9月に開始された。EUとACP諸国は、段階的に両者間の貿易障壁を取り除き、貿易に関するあらゆる分野での協力を強化する。WTO規則に適合する新貿易協定を遅くとも、2008年1月1日までに発効する方針で、今後細目に関しては引き続き両者間で交渉する。

－輸出・投資支援政策－

自国の対外投資を拡大するために、先進国は投資対象国に対し、二国間投資確保協定と投資保険保証制度を備えている。

1. 二国間投資確保協定（BIT）

外国の直接投資では人、資本、資機材、部品、技術、経営、市場アクセスなど経営資源全体がパッケージ・ジャンルとして移動するため、外国投資ないし投資財産の保護に関する国際的ルールをめぐる投資受入国と投資母国との間に依然として大きな対立が存在しやすい。そのため外国民間投資の保護の法的大枠は実際、投資受入国の国内法、投資受入国と投資母国の間の個別の二国間投資条約で形成されるケースが多い。このようなことを背景として1990年代以降、世界では途上国・先進国間の二国間を中心に、二国間投資協定（BIT：Bilateral Investment Treaty）が活発に締結されてきた。

－BITの概要

二国間投資促進確保協定は（BIT）、特に海外投資の促進と保護にかんする事項を取り上げて、その問題を中心に特化された形での特別協定である。この協定は、投資の受入れ・許可、投資財産・収益に関する最恵国待遇の付与、投資財産・収入に対する不断の保護と保障、国有化・捕賞関連規定、支払・送金・資本移転の自由の保証等の投資促進保護に関する実体的規定と投資事故発生時における請求権代位、国際的紛争解決手続等の手続的規定を当時含めている。

－アフリカとBIT

現在、欧米の多くの先進国はアフリカとBITを結び、アフリカに進出する企業や投資家を保護又支援している。米国は、1980年代に入り、それまでのどちらかといえば投資の事後処理の手続き規定が

主である投資保証協定 (Investment Guarantee Agreement) から、投資財産・収益の保護、内国民待遇・最恵国待遇、取用の条件、求償代位、紛争解決手続きなどを広範に含む投資奨励保護協定 (Investment Incentive Agreement) によるネットワークングに移行している。この新たな二国間協定は、経営幹部要員の雇用の自由や貿易関連パフォーマンス・リクワイアメントの禁止などの特徴も持っている。現在、この協定により 46ヶ国と締結を行っている。内訳を見ると、ラテン・アメリカ諸国、中・東欧諸国、中東諸国が主である。アジア諸国はモンゴルを除いて対象となっていない。また、米国が締結している自由貿易協定は 5 件 (NAFTA、イスラエル、ヨルダン、シンガポール、チリ。) であるが、これらには広範な投資条項が含まれている。NAFTA を例にとると、貿易関連パフォーマンス・リクワイアメントの禁止、経営要員雇用の自由、取締役構成員の国籍問題、その他投資の自由化、ビジネスマンの一時入国の自由化を規定している。また、設立前の内国民待遇についてもネガティブ・リスト方式を採用している。現在、2005年の合意を目指して進めている米州自由貿易地域 (FTAA : Free Trade Area of the Americas) の交渉でも投資条項が含まれている。アジアとの関係では、APEC 非拘束的投資原則といった法的に拘束的でない枠組みを尊重してきたが、2002年10月にはブッシュ大統領が、EAI 構想 (the Enterprise for ASEAN Initiative) を発表し、米星 FTA 並みの高い水準の内容を含んだ FTA を ASEAN 諸国との間で締結する方針を示した。当面、WTO の加盟国であり、米国との間で「貿易投資促進協定 (TIFA : Trade and Investment Framework Agreement)」を締結しているインドネシア、フィリピン、タイとの間で FTA 交渉が進展するものと見られる。このように米国は二国間投資協定や自由貿易協定等により、高い水準の投資に関する取決めを進めてきていることから、WTO での投資協定の合意には賛成ながらも消極的であると言われている。アフリカと BIT を結託した先進国は <表 5> である。<表 5> で分かるように、ヨーロッパの多くの国がアフリカと BIT を結んでいることに対して、日本の場合 1 国に過ぎない。これは、日本側の対アフリカ投資がいかに少ないかを見せている。

ー日本の BIT

日本が 2003 年末現在締結している二国間投資協定は、エジプト、スリ・ランカ、中国、トルコ、香港、パキスタン、バングラデシュ、ロシア、モンゴル、韓国、ヴェトナムの計 11ヶ国・地域である 49。ヴェトナムとは、2003年11月に協定の署名が行われ、批准手続きが進行している。日韓投資協定、日越投資協定、及び日本の初めての地域貿易協定として締結された日シンガポール経済連携協定における投資の条項では、従来の内容から一步踏み込んだ規定が採用された。即ち、投資の許可の段階における内国民待遇の原則付与、現地調達要求、技術移転要求をはじめとするパフォーマンス・リクワイアメントの原則禁止である。日本の投資協定締結数が先進国としては極端に少ない理由としては、1)他国が二国間投資協定の締結を ODA 支援を行う際の必要条件としていた場合 51 が多いのと対照的に、日本では ODA 支援の際に二国間投資協定の締結を求めなかった、2)日本は 1998年に失敗に終わるまで、OECD における多国間投資協定 (MAI) の締結を強く支持しており、また 1990年代後半まで活発化する EU や NAFTA 等地域統合の動きには批判的であったため、二国間の投資協定の締結には消極的であった、3) 貿易保険制度が二国間投資協定の締結を前提としていなかった 52 (いわゆる「前置主義」を採っていなかった) ことから、二国間投資協定の締結や地域貿易協定における投資規定の設置に遅れをとったと考えられる。最近では、日本は EU と並び WTO における投資協定の実現の熱心な支持国であるとともに、アジア諸国との間でも経済連携協定や投資協定の締結を通じて、投資規律の策定に熱心に取組みつつある。また、日本経済団体連合会も、WTO における多角的投資協定の締結を強く求めるとともに、より広範かつ自由化レベルの高い二国間投資協定も併せて推進すべきとの提言を行っている。(日本経団連(2002))

<表 5>

53
貿易・投資関係の動向

貿易・投資関係	米国	英国	カナダ	ドイツ	フランス	オランダ	スウェーデン	EU	日本
貿易関連技術協力支出額 (2001)	555.5百万ドル	108.3百万ドル	19.2百万ドル	81百万ドル	9.4百万ドル	11.1百万ドル	9.2百万ドル	223.3百万ドル (ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、英国、オランダ)	51.2百万ドル

二国間投資協定締結 (地域別内訳) (2000年)	・アフリカ(8) ・アジア(11) ・中南米(11) ・中東欧(13) ・先進国(0)	・アフリカ(19) ・アジア(31) ・中南米(25) ・中東欧(16) ・先進国(1)	・アフリカ(2) ・アジア(4) ・中南米(10) ・中東欧(8) ・先進国(0)	・アフリカ(40) ・アジア(37) ・中南米(25) ・中東欧(18) ・先進国(4)	・アフリカ(20) ・アジア(32) ・中南米(20) ・中東欧(18) ・先進国(2)	・アフリカ(17) ・アジア(21) ・中南米(14) ・中東欧(19) ・先進国(1)	・アフリカ(8) ・アジア(13) ・中南米(6) ・中東欧(16) ・先進国(0)	n. a.	・アフリカ(1) ・アジア(6) ・中南米(0) ・中東欧(1) ・先進国(0)
------------------------------	---	--	---	--	--	--	--	-------	--

(出所)
貿易関連技術協力支出額 (2001年) は「WTO/OECD Report on Trade-Related Technical Assistance and Capacity Building (2002)
FTA締結数及び今後のFTA締結可能性についてはFinancial Times (2002年11月19日記事)

2. 投資・貿易保険制度

外国と取引を行う場合に通常に多くのリスクが発生する。外国客の信用性を評価ができなかったり、不良債権を回収ができなくなったりする商業上のリスクと共に、外国為替レートの変動リスクや戦争、産業の国営化による輸出代金の不払といった政治的なリスクも存在する。そのため、各国では自国の輸出業者を支援するため、資金援助や保険などの財務援助を提供している。

ーアメリカ海外民間投資公社 (OPIC) ²¹

OPIC 業務の対象国は体制や政策により、政府規制を受け、随時 OPIC Country List として公表されている。2004年3月現在、対象国はおおよそ140の途上国および地域を対象にしている。

・対象プロジェクトは受入国の経済発展に寄与し、米国の雇用や米国からの輸出を促進するもので、採算面で健全なもの

- ・対象国の国有企業等への融資保険はできない
- ・融資は、民間ファイナンスが十分確保できるプロジェクトに対してのみ行われる
- ・1件のプロジェクトに対し OPIC が支援できるのは2億5,000万ドルまで

1. 投資保険および再保険

米国企業の開発途上国向け投資プロジェクト（形態は出資、貸付、保証、技術支援、リース等、いずれも可）にかかる政治リスクをカバー（投資プロジェクトは新規および追加投資いずれも可）

(1) 対象リスク

- a. 通貨交換および送金の不能
- b. 外国政府による収用、国有化等
- c. 戦争、革命、内乱

(2) 被保険者

- a. 米国市民
- b. 株式の50%以上を米国人が所有する米国法人
- c. 株式の95%以上を米国人または米国法人が所有する外国法人
- d. 株式の全てを米国人または米国法人が所有するその他外国団体等

(3) 期間：最長20年（融資、リース、その他取引にかかる保険の場合は当該契約の期間と一致する）

(4) 填補率：請求額の90%以内（原則）

²¹ www.jbic.go.jp/japanese/research/handbook/pdf/06.pdf

2. 特別投資保険

以下の分野については特別の投資保険プログラムを有する

(1) 金融機関向け

途上国のプロジェクトに従事する米国の金融機関が行う以下の投資取引にかかる政治リスクに対する保険

- ・銀行が組成，参加するプロジェクト向け融資，資本市場取引，各種スワップ
- ・クロスボーダー・リース等

(2) リース取引向け

途上国の民間部門に対しリースを行う米国投資家の政治リスクに対する保険

- ・オペレーティング・リース
- ・ファイナンス・リース

(3) 石油・ガス開発向け

途上国での石油・ガス開発のための投資を行う米国企業に対し，通常の政治リスクに加えて外国政府との間の諸条約（権益契約，生産物分与契）

(4) 天然資源（石油・ガスを除く）開発向け

途上国での天然資源開発のための投資を行う米国企業に対し，主として外国政府による契約上の不履行にかかるリスクを付保

(5) 海外企業と契約を行う米国企業向け

米国企業が契約当事者あるいは輸出者として海外企業と取引を行う場合，以下のリスクを付保

- ・入札，契約履行，前受金，通関，保稅等にかかる保証（ボンド）の不正請求
- ・収用・政治的暴力による物的資産や銀行口座の損失，外貨交換の不能
- ・契約上の争議に伴う損失

(6) 資本市場取引

40 日以上の債券等を 50%以上保有する米国投資家が途上国の優良企業の債券を購入する際，当該債券について通貨交換リスクをカバー

(7) 技術支援

米国企業が途上国企業に提供する技術やノウハウ・サービスについて政治危険をカバー

(8) 投資保護

米国企業による出資，これに準じる資本移動，親子ローン，貸付保証について政治危険をカバー

3. 直接融資開発途上国に直接投資を行う米国企業に対する融資，および現地プロジェクトへの直接貸付

(1) 対象プロジェクト

米国中小企業が関与する小規模プロジェクト

(2) 融資額：新規プロジェクトの場合，総コストの 50%以内，拡張の場合 50%超も可

(3) 期間：据置期間後 5～15 年

(4) 金利：米国の長期市場金利と相手国の政治リスクおよびプロジェクトの商業リスクを勘案して決定通常，財務省証券金利＋リスク・プレミアム（固定金利）

4. 保証

米国の民間金融機関が開発途上国におけるプロジェクトに融資する際の政治および商業リスクを保証

(1) 対象プロジェクト：主として中・大規模プロジェクト

(2) 保証額：2 億ドルまで

(3) 期間：直接貸付に同じ

(4) 填補率：融資額の 100%

(5) 保証料：平均年 2.5～5.0%程度

5. 投資基金

民間セクターの投資基金（Investment Fund）を通じて米国の中小企業が途上国で行う事業を支援するため，投資基金に対し長期貸付を行う者に保証を行う（2002 年 12 月現在 25 基金）

実績

1. 地域別・形態別承諾額

(単位：百万米ドル,%)

年度	1999	2000	2001	2002	シェア
旧ソ連・中東欧	823.2	634.5	72.8	236.0	17.9
保 険	801.9	150.0	15.3	19.8	1.5
直接融資・保証	21.3	484.5	57.5	216.2	16.4
投資基金	—	—	—	—	—
米 州	2 483.8	979.0	1 362.0	184.5	11.3
保 険	2 116.3	773.1	644.6	179.0	8.8
直接融資・保証	367.5	205.9	717.4	5.5	2.5
投資基金	—	—	—	—	—
アフリカ・中東	494.5	299.8	31.8	148.6	11.3
保 険	169.2	99.3	31.3	115.3	8.8
直接融資・保証	325.3	200.5	0.5	33.3	2.5
投資基金	—	—	—	—	—
アジア・大洋州	187.3	168.0	0.1	618.6	46.9
保 険	123.1	93.0	—	62.0	4.7
直接融資・保証	64.2	75.0	0.1	556.6	42.2
投資基金	—	—	—	—	—
複 数 地 域	—	—	130.0	130.0	9.9
保 険	—	—	—	—	—
直接融資・保証	—	—	130.0	130.0	9.9
投資基金	—	—	130.0	130.0	9.9
合 計	3 988.8	2 081.3	1 596.7	1 317.7	100.0
保 険	3 210.5	1 115.4	691.2	376.1	28.6
直接融資・保証	778.3	965.9	905.5	811.3	61.6
投資基金	—	—	130.0	130.0	9.9

[注] 年度は各会計年度

[資料] OPIC, *Annual Report 2002*, p.16~19— ドイツ投資開発会社²²

開発途上国および体制移行国における民間企業の育成のための金融および助言サービスを通じ、それら諸国の経済発展に寄与することを目的にしている。

業務内容

²² www.jbic.go.jp/japanese/research/handbook/pdf/06.pdf
<http://www.foejapan.org/aid/pdf/ecabooklet.pdf>

1. 業務形態

(1) 出資

- ・開発途上国における新規事業または既往事業の増資に DEG が直接資本参加
- ・ DEG はマイノリティー出資に止まることを原則とし、出資比率は 20%が上限
- ・対象企業が独力で経営可能になったときは DEG 持ち分を民間パートナーに譲渡（従来、平均 5～10 年で売却）

(2) 長期貸付

- ・借入人：開発途上国における民間事業への投資を行う企業（プロジェクト・ファイナンスの場合はプロジェクト会社への貸付）
- ・金利：変動または固定で、FIBOR+リスク・プレミアム
- ・期間：4～10 年
- ・通貨：ユーロまたは US ドル

(3) 保証

- ・前記の投融資に関連した債務保証

(4) 情報サービス（コンサルティング業務）

- ・開発途上国向け直接投資に関する助言、情報提供（投資プランのチェック、現地合併先の選定や資金調達にかかるアドバイス等）また、経済協力省の代理として起業プログラムを展開。ドイツで身につけた技術をもとに母国で起業しようとする外国人専門家に対し、長期貸付やアドバイスを供与することにより援。さらに以下 8 カ国のパートナー銀行に対し、雇用創出や中小企業育成のための貸付を実施。アフガニスタンには同目的のためグラオを実施。アルバニア、エリトリア、クロアチア、パレスチナ、スロベニア、トルコ、ヴェトナム、ボスニア・ヘルツゴビナ

2. 対象事業

- ・ドイツや欧州民間企業が、途上開発国の現地合弁企業とともに行うプロジェクトで、健全な収益が見込まれ当該国の経済発展に寄与するもの。近年独中小企業の投資プロジェクトにも重点を置く

3. 連邦政府委託金業務

- ・出資を原則とし、対象案件は 2 国間の協議に基づき、ドイツ政府が決定する
- ・途上国の開発銀行へはこの財源から出融資が行われる

2. 地域別承諾額

(単位：百万 DM, 2002 年以降百万 EUR)

	1999	2000	2001	2002
アフリカ	111.6	62.0	90.5	471.5
アジア・大洋州	243.6	132.0	108.1	941.2
中南米	231.6	89.5	148.0	564.0
中・東欧	83.9	50.1	65.0	325.6
その他	—	26.5	0.4	23.0
合計	670.7	360.1	412.0	2 325.3

[資料] DEG, *Annual Report 2002*, p.68, 69

第2節 TICAD によるアフリカ政策

1993 年から「TICAD アフリカ開発会議—Tokyo International Conference on African Development」が始まった。これは、日本政府が主導（国連、世銀、G C A（アフリカのためのグローバル連合）等と共催）で、アジアとアフリカがアフリカの開発促進を目指して協力するための主要な国際的枠組みとしての役割を担っている。アフリカ開発に対する考え方と優先課題についてコンセンサスを形成するばかりでなく、さらに、それらを具体的なプロジェクトに反映させるという。1993 年・1998 年・2003 年と、今までに 3 回行われている。その成果は、大きい。

第一回 TICAD では、東京宣言が、採択された。この東京宣言は、日本を含む先進国政策というわけではなく、むしろアフリカ諸国がこの先どう変わっていくべきかが書かれている。ただ、日本政府のアフリカに対する意向なども反映されており、日本のアフリカ政策の背景となる点でも重要なため、以下に直接投資受入れや経済成長のための基盤作りの目標に関わる部分の抜粋を参考としてのせておく。

＊参考＊TICAD I（第1回アフリカ開発会議）「東京宣言」²³

アフリカ開発に関する東京宣言（仮訳） 21世紀に向けて 平成5年10月6日

我々、アフリカ諸国及びアフリカの開発パートナーからなるアフリカ開発会議（以下 TICAD という）の参加者は、新たな繁栄の時代に向けてアフリカの開発に対して引き続き献身していくことを声を一つに宣言する。したがって、我々は、この宣言がアフリカ諸国の自助努力及びアフリカの開発パートナーの支援に基づく持続可能な開発に向けて、現れつつある新たなパートナーシップの強化に役立つことを期待しつつ、この宣言を厳粛に採択する。

（背景）

1. 1980年代におけるアフリカの経済的、社会的危機は、この大陸が直面している開発面でのチャレンジに焦点を当てることとなった。これらのチャレンジに取り組むために、多くのアフリカ諸国は広範な政治及び経済の改革に乗り出してきた。我々、TICADの参加者は、これらの改革の結果生じた、手ごたえのあるマクロ経済的実績及び政治的進展という近年の兆しに勇気づけられている。しかしながら、我々は、アフリカの政治・経済の構造及び現状は引き続き脆弱かつ傷つき易いものであり、それが持続可能な開発の達成を妨げていると認識する。TICADは「1990年代のアフリカ開発のための国連新アジェンダ（UN-NADAF）」を考慮に入れつつ、これらの改革に一層の弾みを与えることを意図するものである。

...

3. アフリカが直面する障害に対しては特別の考慮が払われるべきであるが、他方、我々は、アフリカ大陸の開発のための集団として前向きな努力を強化する決意である。かかる精神で、我々は、アフリカにおける持続可能な開発の中心に位置する諸問題を今回議論した。

4. これらの諸問題には、同時並行して進行する政治・経済改革の現過程、民間セクターの国内経済活動への参加を増大する必要性、地域協力・地域統合の促進及び人道上の緊急事態がアフリカの社会経済的開発に及ぼす有害な影響が含まれる。我々は、アジアの経済開発の経験及び国際協力の触媒的役割がアフリカの経済的変容に向けての希望を与え、チャレンジを提示するものと認識する。

（政治・経済改革）

5. 国際的な新時代の到来を確信しつつ、我々、アフリカ諸国の参加者は、政治・経済改革、特に民主化、人権の尊重、良い統治、人的・社会的開発、経済の多様化並びに自由化を遂行し、更に強化するとのコミットメントを再確認する。持続可能かつ基盤の広い経済成長を達成するために、我々、TICADの参加者は、市民社会のより強固な役割を含め、より開かれた、責任の所在の明らかな、参加型政治制度が極めて重要であると信じる。我々は、政治、経済及び社会の改革は、アフリカ諸国自身によって、彼らのビジョン、価値及び個々の国の社会経済的背景に根ざして、開始され、また実行されなければならないことを認識する。したがって、アフリカの開発パートナーは、こうした分野におけるアフリカのイニシアティブを支援するべきである。

6. 我々、TICADの参加者は、政治・経済改革を同時並行して実施することは、開発に資する一方で、しばしば痛みを伴う過渡的プロセスを招来することを認識する。政治・経済改革の間の相互作用は、長期的には相乗的であるべきものであるが、複雑なプロセスであり、前進をもたらすためには支援を必要とする。我々、アフリカの開発パートナーは、効果的かつ効率的な政治・経済改革に着手している国々に対して優先的支援を与えるとのコミットメントを再確認する。また、我々、TICADの参加者は、この改革プロセスを促進するため、建設的対話を強化するとのコミットメントを再確認する。

7. 我々、アフリカ諸国の参加者は、統治の質、特に公的行政の透明性及び責任性を向上するとのコミットメントを再確認する。我々は、公的支出の基準が、社会経済的開発全般の強化及び非生産的支出の削

²³ 外務省「アフリカ開発会議 『東京宣言』（仮訳）」http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/tc_senge.html

減を目的とすべきであることを認識する。持続可能な開発のための人的及び組織的能力の強化増進はこれら全ての目的に不可欠である。我々は、人的資源の訓練、保持並びに効果的利用及び組織的能力の向上のために、それが可能となるような環境を作り上げることを約束する。我々、アフリカの開発パートナーは、技術援助の改善を含め、アフリカの能力向上への支援を強化する意向である。

8. 我々、TICAD の参加者は、構造調整計画は、それぞれの国の個別の条件と必要をより積極的に考慮に入れるべきであることを再確認する。我々は、政治・経済改革は最終的には貧困の軽減及び国民の福祉の向上をもたらすべきであることを改めて強調する。そのような効果を得るために、構造調整計画は、これまで以上に、所得を得る機会及び効果的な社会サービスへの特に貧困者のアクセスを改善する方策を含むと同時に、彼らを出来る限り社会的な悪影響から守るための努力が払われるべきである。特に女性及び児童の置かれている状況を改善するために、栄養摂取、健康及び教育プログラムを通じた人的資本への投資に更なる優先順位が与えられるべきである。更に、アフリカの全般的な経済開発がアフリカの急激な人口増加に対応してきていないことに留意して、我々は、健全な人口政策の重要性を認識し、アフリカ諸国政府及び国際社会に対し社会経済的開発プロセスの中でこの問題に取り組むよう呼び掛ける。

(民間セクターの活動を通じた経済開発)

9. 民間セクターは持続可能な開発の原動力として極めて重要である。我々、TICAD の参加者は、外国からの援助は開発に影響を及ぼすものの、その役割は規模において補完的なものであり、また性質において触媒的なものに過ぎないことに同意する。我々は、政府と民間セクターの実効的かつ現実的な協力が、開発の一つの重要な要素であることを認識する。この両者の間の信頼関係を奨励し、相互作用を促進すべきである。我々は、政治的及び経済的安定が長期的投資に向けてのコミットメントの前提条件であることを認識する。

10. 我々、アフリカ諸国の参加者は、民間セクターのより広汎な役割を育成し、企業家精神を奨励する政策を継続する決意である。我々は、規制緩和措置を拡大しつつ、アフリカの開発パートナーと協力して、インフラストラクチャー、並びに適切に機能する行政、司法及び財政機構を提供し、また維持する。我々は、一般に、インフォーマル・セクターはアフリカ経済の活力源の一つであり、企業家的能力を一層活用し、雇用を創出し、フォーマル経済への移行を促進するために支援するに値すると考える。

11. 我々、TICAD の参加者は、財政制度及びその運営における更なる改善が、国内の貯蓄及び投資を刺激し、資本逃避を防止し、また環流させるために必要であることを確信する。

12. これらの努力を支持すべく、我々、アフリカの開発パートナーは、経済改革及び民営化、人的及び組織的能力の向上並びに財政的介入の進展が可能となるような環境を改善するために支援の供与を継続していく。我々は、アフリカに投資する民間企業が政治的及び経済的リスクから保護されるよう、適切な保険、保証措置の重要性を認識する。

13. 我々、アフリカ諸国の参加者は、将来の開発に向けての展望にとって国際貿易が中心的重要性を有することを確認する。我々、アフリカの開発パートナーは、アフリカ産品の世界的な市場アクセスを促進し、アフリカ諸国の輸出品の質の向上及び多様化を支援することに取り組む。我々、TICAD の参加者は、アフリカン・ビジネス・ラウンドテーブルなどの民間組織の重要な役割を支持し、また、アフリカ内及びアフリカと世界の他の各国との間の投資及び貿易を促進するためのイニシアティブの有用性を確認する。

(地域協力・地域統合)

14. 我々、アフリカ諸国の参加者は、アフリカ経済共同体の設立に関するアブジャ条約で体现されているように、最終的な地域統合及び地域協力の目標へのビジョン及び願望を再確認する。我々、TICAD の参加者は、これらの目標が、独立当初以来、そのほとんどが小さな国内市場を有するアフリカ諸国にとっての論理的な開発戦略の一つであったものの、域内貿易及び投資の促進に関して、より多大な努力が払われなければならないことを認識する。

...

16. 我々、アフリカの開発パートナーは、アフリカ諸国が近年示しているような地域協力及び統合への新たなコミットメントを歓迎し、支持する。これらの地域的取極は、引き続き多角的開放貿易システム

と合致し、また貿易の拡大に貢献すべきである。我々は、貿易及び投資の障壁の除去並びに政策調和といった方策を通じて統合に対する障害を減らすことを目的としたアフリカ諸国の努力、及び、特に、インフラストラクチャーの開発と能力向上における実行可能な地域的努力に対する支援を引き続き拡大する。また、我々、TICAD の参加者は、地域統合は既存のスキームの交流の拡大及び合理化に向けての一貫したかつ漸進的なアプローチをとりつつ、民間セクターのイニシアティブを勧奨することにより遂行されるべきであると信じる。

...

(アジアの経験とアフリカの開発)

22. 過去 30 年以上にわたり、アフリカとは対照的に、東アジア及び南東アジア諸国は、一人当たり所得において高い成長率を達成した。我々、TICAD の参加者は、国際的及び国内的状況の違いを考慮すれば、どの開発モデルもある地域から他の地域へと単純に適用できるわけではないことに留意する。しかしながら、我々はアジアの経験がアフリカの開発に多少の関連性を有することを認める。成功を遂げつつあるアジア諸国の多様性こそが、アフリカの開発のために教訓を引き出せるとの希望を与える。

23. 我々、TICAD の参加者は、アジアにおける開発経験の成功例に示されるように、開発が成功する背景には、経済的繁栄に対する指導者層及び一般国民の強いコミットメント、適切な長期開発戦略及びそのような戦略を一貫して遂行するための機能的な政府行政の組合せがあることに留意した。

24. 我々はまた、東アジア及び南東アジアの顕著な実績に寄与した政策要因には、(1) マクロ経済政策の合理的適用及び政治的安定の維持、(2) 社会経済開発の堅固な基礎として技術研究及び革新を通じる農業生産の促進、(3) 開発戦略の優先分野としての教育及び人的資源の開発への長期的投資、(4) 貿易及び経済成長の機会増大のため生産様式の促進及び適応といった市場指向かつ輸出主導の政策、(5) 財政的介入の発展及びコミュニティ・レベルでの銀行サービスの拡大による国内貯蓄及び国内資本形成を刺激するための方策、(6) 成長及び開発の動力として民間セクターを強調する政策、(7) 土地改革の早期実施、が含まれることに留意した。

25. 我々、TICAD の参加国は、東アジア及び南東アジアにおける開発の達成は、アフリカとの南南協力の機会を増大させてきたと認識する。我々は、幾つかのアジア諸国及びアフリカ諸国によって示された南南協力促進に対する関心を歓迎する。

...

29. 我々、アフリカの開発パートナーは、現在の世界的な経済困難にも拘らず、アフリカに対する開発支援を強化するためあらゆる努力を払う。この支援は、アフリカ諸国によって定められた優先順位を一層指向するべきである。継続的かつ更なる協力へのコミットメントをなす際に、我々は、資源が最大の開発効果を持つよう最も効率的に用いられるべきとの我々の有権者の期待を考慮に入れる。

30. アフリカ諸国は様々な開発段階にあり、また、異なった文化的、歴史的背景を有するが故に、我々、アフリカの開発パートナーは、援助の調整を適切に配慮して、開発協力の計画、実施に当たってディファレンシエイティド・アプローチ（発展段階に応じた効率的で木目細かい協力）を採用する。

31. 我々、アフリカの開発パートナーは、援助、貿易、債務戦略及び投資を含む包括的アプローチを採用する。我々、TICAD の参加者は、債務及び債務返済が依然として多くのアフリカ諸国に深刻な問題を投げかけていることを再確認する。我々は、債務救済及び開発のための新たな資金供与という全体的な文脈の中で早急に債務問題に取り組む必要性を強調する。我々は、国際的債務戦略の有効性を確認し、パリ・クラブに対し、特にケース・バイ・ケースでのより早期の債務ストックの削減に関し、最貧重債務国のための債務救済の問題を引続き検討することを促す。我々は、債権国に対してアフリカの重債務国が現在直面している困難を考慮に入れるよう要請する。

32. 我々、TICAD の参加者は、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の成功裡の妥結の重要性を改めて強調し、また、他のアフリカ諸国への輸出を含むアフリカの輸出拡大を妨げる貿易障壁及び他の貿易慣行の除去のためにあらゆる努力を払う。我々は、多くのアフリカ諸国の輸出収入にとって一次産品が重要であること及びこれら収入の変動を緩和するために多様化が必要であることを強調する。

...

35. 我々、TICAD の参加者は、効果的政策及び行動を通じ、この宣言の精神を前進させる目的を持った方策を各々の責任の範囲内で実施することを誓約する。我々は、TICAD の共催三者に、この宣言の実施に向けた進捗状況の評価、再検討を委託する。最後に、我々は、同様の規模とメンバーによる会議を遅くとも今世紀の終わりまでに開催する意図を有する。

今次会議の議論、指針及びコンセンサスによって、我々は、アフリカの重要な開発の展望が大いに強化されたと信じる。
参考ここまで

この東京宣言は、アフリカの開発のため、日本を中心とするアジアの知識が集約されている点がポイントである。そしてこれは、アフリカ支援に対して効果をあげた。なぜか？それは、1998 年の TICA II で、具体的なプロジェクトになるよう指針を示した「東京行動計画」というものが作られたからだ。たとえば、これをもとに作られた東京行動計画では、以下のように細かくアフリカの民間セクター育成に対する方針を決めている。今回の論文に関わる民間セクターの育成と工業開発についての東京行動計画をいかに載せる。

「TICAD II 21 世紀に向けたアフリカ開発 東京行動計画」(抜粋) 24

「2. 経済開発：民間セクターの育成

23. アフリカ諸国にとって主要な課題は、経済成長率を更に引き上げ、維持するとともに、効果的な貧困削減のために雇用を創出し、収入を増加させることである。同時に、グローバリゼーションはアフリカ諸国に更なる課題と新たな機会を与える。その結果、アフリカ諸国は、技術や生産性を向上させ、必須サービスをより効率的に提供するために、労働集約的な技術を含む適正技術の適用を拡大することにより、交易可能な商品とサービスの国際競争力を強化することを目指した国家開発戦略を策定しなければならない。開発パートナーは、アフリカ諸国のこうした努力を支援することが奨励される。

2. 1 民間セクター開発

24. アフリカ諸国は、インフォーマル・セクターの零細企業から製造業セクターの中小企業に至る広範な活動を含む民間企業を、成長の主たる原動力及び富と雇用の創出源としてのみならず、経済・社会開発の鍵を握るものとして支援する考えである。公的セクターは、それに最も適した活動、特に必須の公共サービスの効率的な提供に集中すべきであり、民間セクターがより良く機能することができる活動からは手を引くべきである。民間セクターの成長を促す潜在力が十分に発揮できるように、政府は、アフリカの企業家の創造的才能を奨励するようビジネス活動における現実の、又は予想される制約を除去すべきである。同時に、近代的な市場経済が機能するために不可欠な公的機関の能力が強化される必要がある。増加しつつある都市の貧困層の大部分が雇用されているインフォーマル・セクターの近代化への支援は、貧困削減のために不可欠な要素である。

(a) 目標及び目的

(i) 特に国内企業の発展に重点をおいて、民間セクターの発展と活動の拡大のための健全で良好な環境を確保する。

(ii) 特に輸出を強調しつつ、外国直接投資及び貿易を振興し、大幅に増加させる。

(iii) インフォーマル・セクターを含め、零細、中小企業の発展を図る。

(b) 行動のためのガイドライン

上記目標を達成するために、

アフリカ諸国は、

(i) 健全なマクロ経済政策の枠組を確立、維持し、また、経済改革の継続と強化、為替、貿易システムと投資レジームの自由化、制度・法的システムの強化、透明性、説明責任性、能力及び職業意識をもって運営される国家組織の改革、及び法の支配に基礎を置く開放経済を確立し、維持する。

(ii) 規制改革、民営化及び基幹インフラ（道路・鉄道輸送、電信電話、電力、港湾、船舶及び中継施設を含む）への追加的な投資を通じ効率的な物的インフラを確保し、近代的な情報・通信技術を活用し、そしてインフラの資金手当と運営に民間セクターの参画を奨励する。

24 外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ticad/index_k.html

(iii) 金融仲介システムが規制緩和されながらも適切な監督下におかれるとの条件の下に企業の投資と運転資金の需要を満たす貯蓄の動員を容易にするため、金融セクターの成長、多様化及び強化を奨励し、促進する。

(iv) 課税と投資コードの共通化を含め、国境を越えた貿易及び投資の障害を除去し、又は貿易、投資を容易にするための地域統合を促進する。

(v) 民間セクターの企業家の、経営上の、及び技術上の能力を向上させる措置を取る。

(vi) ビジネス機会に関する情報を頒布し、見込みのある投資家及び輸出市場を特定して狙いを定め、投資家へサービスを提供し、輸出信用や保険スキームを提供することによって、国及び部分的な地域の投資・貿易促進メカニズムを強化する。

(vii) 輸出と投資を促進するために、商工会議所、貿易及び職能組合、並びにこれらの組織の会員に市場情報を提供し、また、研修を行う地域的ネットワークを強化する。

(viii) 経済開発戦略に関する共通のビジョンを策定し、民間セクター開発にかかる制約を除去するため、政府と民間セクターの対話を組織する。

(ix) サービス機関及び市民社会の適切な技術支援により零細、中小企業の成長を強化、奨励し、また、女性の企業家に特に留意して小規模金融スキームの強化により企業の資本へのアクセスを改善する。

(x) 技術取得、生産改善、研修及び技能開発を支援することにより企業の技術及び経営能力を改善するための支援を行う。

開発パートナーは、

(i) 世界市場におけるアフリカ産品の市場アクセスを容易にする。

(ii) 投資機会の公表、適当な場合には国別リスク分析に基づく投資家リスク軽減のための保証その他の追加的措置の提供、出資に応じた株式の取得や長期融資の提供、並びに触媒としての譲許的融資の活用を通じてアフリカへの海外直接投資を奨励する。

(iii) 民間セクターの能力を構築し、国及び小地域の貿易交渉能力を強化し、世界貿易機構（WTO）に関係する法令を実施し、変化しつつある多国間貿易システムから産まれる新しい貿易機会を捕らえ、これを活用することを支援する。

(iv) 企業経営などに関する経験の交流並びにジョイント・ベンチャー、投資及び貿易を促進する協力関係を通じ、TICAD II の主要な貢献たり得る南南協力とアジア・アフリカ協力の拡大を促す。

(v) 小規模金融スキームの設置又は強化を支援する。

2. 2 工業開発

25. 工業開発は、アフリカ経済が所得と雇用を増大し、輸出を多様化するために必要な構造的変革を成し遂げる上で基本的に重要である。アフリカ諸国においては、「アフリカの工業化のための同盟（AAI）」プログラムに反映されているように 加速化された経済的変革は工業開発と農業開発の相乗作用に依存するとの考え方についてコンセンサスが広がりつつある。

(a) 目標及び目的

国内の民間セクター、特に輸出と雇用創出の潜在力を有する農業加工業、鉱業及び製造業サブ・セクターの生産、競争力及び多様性を高める。

(b) 行動のためのガイドライン

上記目標を達成するために、

アフリカ諸国は、

(i) 工業開発政策と農業開発政策間の連関を強化し、関係政府機関の活動を調和させる。

(ii) 農業に基盤を置く工業及びエネルギーと鉱物資源に基盤を置く工業を含め、アフリカが比較優位を有する新規の工業を開発し、又は既存の工業の質を向上させる。

(iii) 新興工業国の経験を基礎に工業開発に関するアフリカ・アジアの対話を奨励する。

開発パートナーは、

(i) アジアとアフリカの企業間の情報の共有並びにジョイント・ベンチャー及び下請契約の成立を図るための合同企業協議会のようなメカニズムの構築を通じたパートナーシップを助長する。

(ii) 特にアジアのパートナーとのネットワーク化の促進を通じて、工業開発のためのアフリカの研修機

関の強化を支援する。

(iii) アフリカ諸国への技術移転を促進する。」

このような東京行動計画がもたらした成果は TICAD の発表したところによると、大まかに言って 8 つだ。²⁵

1. 基本的ニーズへの取り組み—およそ 2 億 4500 万人の健康状態の改善・妊産婦および子どもの保健医療施策、家族計画、教育、情報通信、女性の地位向上、HIV/エイズ対策への支援。およそ 300 万人が安全な水の供給を受けている他、校舎の新築などにより、260 万人の子どもたちに、以前には享受できなかった教育の機会を与えた。

2. ネリカ米 (NERICA)

「アフリカのための新しい稲 (New Rice for Africa : NERICA)」アフリカの食糧安全保障問題の解決に成果。ネリカ米は、病気・乾燥に強いアフリカ在来種と高収量のアジア種の交配によって生まれた新種の稲。日本政府はドナー国の一國。

3. 人間の安全保障

1999 年、国連で設立された「人間の安全保障基金 (UN Trust Fund for Human Security)」が支援するプロジェクトの多くがアフリカで行われている。

4. 平和の定着およびグッド・ガバナンス

東京行動計画の平和と安全に関する提言に基づき、アフリカ連合 (旧 OAU) の紛争防止・管理・解決のメカニズムに対し、早期警戒システムの構築や紛争解決会議の開催への支援。国連開発計画 (UNDP) のモザンビーク地雷除去信託基金は、TICAD の支援を得て地雷を除去し、地雷による被害者を援助。同様の支援がアンゴラに対しても行われており、地雷除去、戦闘員の復員、難民と国内避難民の社会復帰が進められている。ガバナンスの分野では、グッド・ガバナンスを促進・維持するため、NEPAD イニシアチブの一つであるアフリカ諸国間の「相互監視機構 (Peer Review Mechanism)」を支援している。

5. アジア・アフリカの民間セクターによる協力

1998 年の TICAD II 以来、2 度にわたりアジア・アフリカ・ビジネス・フォーラム(AAF)が開催された。1999 年 10 月にマレーシアのクアラルンプールで開催された第一回フォーラムには、アフリカ・アジア地域から 110 人もの企業家が参加した。第二回フォーラムは南アフリカのダーバンで 2001 年 7 月に開催され、120 を超えるアフリカ企業と 60 のアジア企業を代表する 140 人以上が参加した。この 2 つのフォーラムは、合弁事業のパートナー発掘に向けて好ましい投資環境を整備すると共に、より多くの海外直接投資を引きつけ、アジア・アフリカ間の貿易を拡大することを目的としている。この他、経営管理および事業運営を中心テーマに据えたキャパシティ・ビルディングのワークショップでは、取引成立を促すコンフィデンス・ビルディング (信頼醸成) 戦略が打ち立てられた。

6. 投資と技術移転の促進

TICAD II の後、国連工業開発機関 (UNIDO) はマレーシアに「ヒッパロス・センター」と呼ばれる機関を設立。この名称は、インド洋の季節風がアラビアからインドにかけての航海に適していることを発見したギリシャ人の伝説的な船乗り因に因んでいる。「アジア・アフリカ投資・技術移転促進センター (AAITPC)」の名でも知られる同センターは、アジア諸国からアフリカ諸国への投資と技術移転を促進することを目的とする。ヒッパロス・センターは、コートジボワール、ガーナ、モザンビーク、セネガル、ウガンダ、タンザニア、ジンバブエを当面のプロジェクト対象国として選定。同センターでは各国の経済状況や法制度、投資機会とそれに関連する投資ニュースなどの情報を提供している。

7. 情報通信技術 (ICT)

TICAD のイニシアチブのもと、情報通信技術政策の策定と能力構築を支援する取り組みが、カメルーン、ナイジェリア、タンザニア、ザンビアで開始された。シスコ社との協力で設立されたネットワーク・アカデミーは、数カ国で運営されており、またアジアとアフリカのビジネス情報交換を促す域内サーバーがベニンに設立され、さらなるサービス拡大の準備も進められている。

²⁵ TICAD HP <http://www.ticad.net/index.html>

8. 民間セクターと共に

両地域の企業間の事業提携、なかでも特に合弁事業を創設し、技術・資本・知識の移転を促し、市場への参入を促すために計画されたアフリカ・アジア商工会議所構想が具体的な成果を上げつつある。これは、アフリカとアジアのパートナーシップから生まれた貿易と投資を通じ、中小企業（SME）の育成を支援することも目指している。TICAD の支援を受けて、そうしたアフリカ中小企業のネットワークが、構築されつつある。こうした企業ネットワークは、アジアの経験に参考に、アジアの中小企業との連携も図りながら進められている。

このように、抽象的にも見える東京行動計画も、実際に機能している。



そして、2003年9月29日から10月1日まで行われた TICADⅢでは、89ヶ国及び47機関から、24名のアフリカの元首・首脳（コナレ AU 委員長（前マリ大統領）を含む）、約20の国際機関の長、多数の閣僚級の参加者を含む1000名以上の参加を得て開催され我が国の外交史上類を見ない大規模な国際会議となった。

TICAD は、2004年「アジア・アフリカ貿易投資会議」を東京で行い、小泉首相は、「アフリカは、アフリカ連合（AU）と NEPAD をさらなる開発への原動力として、自らの力で立ち、大きな一歩を進めようとしている。TICAD の現在の最も重要な役割は、アフリカとアジアの間の協力に関するアイデアを一カ所に集めること。また、TICAD は官民の様々な交流も促進する。」と TICAD を意義付け、アフリカの開発のために貿易・投資を促進するべく TICAD の果たす4つの鍵となるコンセプトを打ち出した。

- 1つ目は、産業基盤整備のための「適切な政策」
 - 2つ目は、競争力を高めるための品質向上に着目した「商品開発」
 - 3つ目は地域社会における収入増大・雇用創出につながる「地場中小企業の振興」
 - 4つ目は、公正な成長を促すための「民間企業の社会貢献の促進」である。
- （上図：外務省）

この先も TICAD が果たす役割は大きく、特に直接投資の分野では、アジア・アフリカ・ビジネス・フォーラム（AAF）や、アジア・アフリカ投資・技術移転促進センター（AAITPC）がさらに機能していくと、直接投資の増加につながる。

第3節 日本政府の対アフリカ政策

日本政府は、国連への資金援助や ODA を通してのアフリカの貧困へと関わってきた。森前総理は、「アフリカ問題の解決なくして 21 世紀の世界の安定と繁栄はない」というくらいだ。しかし、援助ではなくて、アフリカの自助努力と経済成長の必要性が言われるようになった。

そして日本は、TICAD を先導して、TICAD を通したアフリカ政策を行うようになった。

政府の最近の方針については、小泉首相が、TICADⅢにおける基調演説で日本の対アフリカ支援を以下のように述べている。²⁶

「TICAD III における最も重要なテーマを一言で言えば、それはアフリカ開発における国際社会の知恵と経験を NEPAD（アフリカ開発のための新パートナーシップ）支援に結集することであり、我が国は、21 世紀をアフリカの時代にしようというアフリカ自身の意思に心から敬意を表します。

外務省 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/enzetsu/16/ekoi_1101.html

私は、NEPAD 支援の先陣を承るべく、この機会に「人間中心の開発」、「経済成長を通じた貧困削減」、「平和の定着」を 3 本柱とする日本の対アフリカ支援方針を表明します。これらの分野は、NEPAD が掲げる優先領域と軌を一にしたものであります。

第 1 の柱は、「人間中心の開発」です。国造りは「人に始まり人に終わる」と言います。日本は TICAD II で表明した 5 年間で 7 億 5 千万ドルの基礎生活分野での対アフリカ支援を着実に実施しています。その結果、約 2 億 4 千万人の保健医療環境の改善、約 460 万人への安全な水の供給、約 260 万人の子供達への校舎整備等を通じた教育機会の提供を実現しました。

こうした成果を踏まえ、日本はエイズ対策を含む保健医療、教育、水や食糧支援等の分野で、今後 5 年間で 10 億ドルを目標に無償資金協力を実施することをこの機会に表明します。

第 2 の柱は「経済成長を通じた貧困削減」です。経済の成長なくして貧困の削減はありません。我が国は特に農業生産性の向上、ひいては食糧輸入依存からの脱却に向けた協力を一層重視していきます。アジアの稲とアフリカの稲の長所を組み合わせたネリカ米の普及は、こうした日本の取組みを象徴するものです。

また、経済発展にインフラ整備は不可欠です。我が国は、運輸、通信、エネルギー、水の分野を特に重視しています。

貿易・投資分野では、日本とアフリカ双方の利益が目に見える成功例を数多く積み上げていきたいと考えております。日本と南部アフリカ諸国の官民協力による世界最大級のモザール・アルミ精錬プロジェクトはその一例です。

こうした成功例を着実に増やしていくことを目指し、日本は、5 年間で約 3 億ドルを目標とした投資金融等を通じ、日本企業の対アフリカ投資を促進していきます。また、来年秋に世界銀行とともに「TICAD アジア・アフリカ貿易投資会議」を開催することを表明します。

経済成長を図る上で、重い債務が足枷になっている国がアフリカには多数あります。我が国は、アフリカの重債務貧困国等に対する総額約 30 億ドルの円借款債権の放棄を実施します。こうした債権放棄を受けた国が教育等の社会経済開発に取り組めるよう、国際的枠組みを通じ政策対話を強化します。

第 3 の柱である「平和の定着」は、全ての開発の基盤となるものです。我が国はモザンビーク等における国連平和維持活動に参画しました。また、最近ではコンゴ民主共和国、アンゴラ、シエラレオネ、スーダン、リベリア等における平和の定着にも協力してまいりました。

アフリカの人々が、貧困、紛争、感染症等の人間の生存や尊厳に対する様々な脅威から解放され、希望をもって生きることができるといえる社会はどのようにしたら実現できるのか、「人間の安全保障」のためにどのような貢献が出来るのか、アフリカの皆様と対話を重ねていきたいと考えております。」

具体的な TICAD III で決めた日本の貿易・投資促進分野における政策。まず、アフリカとの貿易促進のため、2003 年 4 月より LDC 産品に対する無税・無枠の市場アクセス供与品目を新たに農水産品について 198 品目拡大。この結果、LDC よりの全輸入額の約 93%が無税・無枠化。次に、アフリカへの投資促進のため、我が国企業の対アフリカ投資促進のため、国際協力銀行による投資金融を通じて今後 5 年間で約 3 億ドルを目標に協力を実施。WTO との積極的連携を通じ、アフリカ諸国の能力向上支援を実施。アジア・アフリカ貿易投資促進イニシアティブの強化のため、OECD による投資政策枠組み策定等のプロジェクトの推進（「開発と投資」イニシアティブの推進）を行う。

このように、日本の対アフリカ政策は、TICAD に則し、NEPAD 支援のため「人間中心の開発」、「経済成長を通じた貧困削減」、「平和の定着」を 3 本柱にした政策となっている。その経済成長を通じた貧困削減の中には、直接投資についても考えられているが、その具体策は平成 17 年 7 月の G8 サミットで小泉首相によって以下のように発表された。アフリカ諸国の貿易・投資の促進のため、包括的な支援を実施。アジアの経験に照らしても、経済発展の鍵は貿易・投資の促進を通じた民間部門の育成にある。日本は、昨年 11 月の TICAD アジア・アフリカ貿易投資会議において、産業基盤整備のための「適切な政策」、競争力を高めるための品質向上に着目した「商品開発」、地域社会における収入増大・雇用創出につながる「地場中小企業の振興」、衡平な成長を促すための「民間企業の社会貢献の促進」、という 4 つのコンセプトを提示している。アフリカ開発銀行グループと共同で、中小零細企業育成や投資基盤整

備等のため、5年間で最大12億ドルに及ぶ、アフリカの民間セクター開発のためのイニシアティブ (EPSA for Africa) を実施します。貿易保険の活用や、企業関係者の交流促進、商品開発・対日輸入支援等を通じて、日・アフリカ間の貿易投資を促進。アフリカ諸国が大半の後発開発途上国 (LDC) 製品の市場アクセスの拡大に努める。

(支援例)

国際協力銀行 (JBIC) による「海外直接投資環境改善に関する政策提言書 (ブルーブック)」の作成、実施支援 (ケニア、タンザニア、ウガンダ)

日本貿易保険 (NEXI) による日本企業の対アフリカ貿易・投資に係る保険引受の拡充 (対象国の拡大、アフリカ諸国の貿易保険機関との連携・協力)

多国間投資保証機関 (MIGA) に100万ドルを拠出し、民間企業の環境・社会問題への対応能力強化の支援を目的とした資金供与の枠組を創設。

2006年に第4回アフリカ・アジア・ビジネスフォーラムを開催 (過去3回で合計約190件、1.4億ドル相当の覚書締結実績)。

「[TICAD エクスチェンジ・ネットワーク](#)」を拡充し、インターネット上でビジネス関連情報を提供。国際協力機構 (JICA)、日本貿易振興機構 (JETRO)、海外技術者研修協会 (AOTS) 等による研修事業、セミナー開催、専門家派遣等を通じた、中小企業・起業家育成、商品開発、販路開拓 (アフリカ版一村一品運動等)、市場アクセス拡大支援。」

第5章 政策提言

第1節 アフリカ直接投資促進政策

アフリカに対する輸出・投資促進政策として、

1. アフリカとの二国間投資確保協定を増やす
2. 開発途上国向けの民間投資促進機関の設置

1. アフリカとの二国間投資確保協定を増やす

経済発展と二国間投資確保協定のメリット

国際投資協定を締結することで、途上国はどのようなメリットを得られるのであろうか。Hoekman and Saggi（2001）は27、途上国が投資協定に合意すべき理由として以下の4点を挙げている。

- 1) 外国企業の参入を規制する政策は、消費者の厚生損失が国内生産者に生じるレントを上回るため、全体としての厚生を減少させる。従って、国内に抵抗勢力が存在する場合には、国際協定締結によりもたらされる外国企業への参入機会拡大が、受入れ国にも厚生を増加をもたらす。
- 2) インセンティブ競争や地域統合により生産拠点の選択が歪曲され、負のスピルオーバーが生じ全体としての効率性を低下させる。
- 3) 直接投資誘致に積極的な国にとっては、不可逆的な投資政策コミットメントを保証するメカニズムとして国際的に機能することにより、投資家の不確実性を低減する効果が得られる。
- 4) 投資協定は、途上国の主要な懸念である OECD 諸国のアンチダンピング、農業保護、投資歪曲的な原産地規則等の諸問題を交渉する際の切り札となる。

また、世銀（2002）も、改革に積極的な政府は国際協定を利用することにより更なる恩典を被ることができる」と述べている。この恩典とは即ち、

- 1) 市場アクセス改善を伴う国際協定に参加し、改革が永続的であるとのシグナルを投資家に送ることにより、より多くの投資を引き付けることができる。
- 2) 国際交渉に参加することで、新たな国内政策と引き換えに海外市場への更なるアクセスを得ることで国内の改革派勢力を強化することができる。

3) 同時に、交渉がなければ起こりえなかったような改革が、関係国間で相互に進展すること、である以上のことから、定性的には国際投資協定の締結が国内市場改革の強化を通じて、発展途上国の経済にプラスに作用することが推測される。これらのメリットについては必ずしも十分な定量的実証が行われていないが、直接投資流入額の増加、及び透明性の向上に関して一部以下のような結果を得ている。世銀（2002）は、二国間投資協定の締結と直接投資の増加について検証を行い、法制、政府の効率性、

²⁷ <http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/04j023.pdf#search>

規制の質といった投資環境が悪ければ二国間投資協定を締結したとしても追加的な直接投資の増加は見込めず、これらの投資環境が良ければ、その国に向かう直接投資の額と相対的なシェアが増加すると結論している。また、透明性の欠如が外国直接投資の抑制原因になっており、(国際投資協定の締結・実施により実現される)透明性の向上により、外国直接投資の増加が見込まれ、資金の流入により経済効率や社会厚生の上が見込まれるという実証研究もある。(Drabek (2001)) これらのことから、国際投資協定という枠組みを利用し、投資受入国の直接投資による恩恵を最大限に引き出すには、投資受入国国内の投資環境の改善を促進するような内容を盛り込むことが必要となる。中でも、透明性の向上と自由化へのコミットメントは不可欠の要素であると考えられる。ただし、世銀(2002)は、直接投資がより良い成長を刺激するのは自発的な戦略に基づき、国内状況に合致した改革が自ら行われる場合であり、これらの改革が国際協定により人質にとられることがあってはならないとも警告している。(世銀(2002) p.xvi-xvii)

2. 開発途上国向けの民間投資促進機関の設置

開発途上国向けの民間投資促進のため、今の政府機関を統合・改革する。

日本貿易振興会(JETRO)、日本輸出銀行、通産省貿易保険で分かれて行われている3機関を一つの機関に統合する。それにより、直接投資促進政策や投資・貿易保険制度、開発支援と情報提供の、開発途上国、特にアフリカの直接投資を促進させる。

具体的な提案

日本企業のプロジェクトにかかる政治リスクをカバーする政策として日本輸出入銀行や通産省貿易保険で行っている日本企業の海外進出支援を拡大させる。又、アメリカのOPICが行われている投資保証制度を導入し、日本の民間金融機関が開発途上国におけるプロジェクトに融資する際の政治および商業リスクを保証する政策を提案する。その保証には、民間セクターの投資基金(Investment Fund)を通じて日本の中小企業が途上国で行う事業を支援するため、投資基金に対し長期貸付を行う者に保証も含まれている。

開発途上国に関する情報をより詳しく提供する。たとえば、日本はアフリカに対する認識が薄い。一部の商社や大規模多国籍企業は、アフリカにも目をつけているが、いまだ日本の投資の窓口であるJETROのホームページを見ても、エジプト・ケニア・コートジボワール・ナイジェリア・南アフリカ共和国のわずか5カ国に関する情報しかない。第2章でも書かれているが、情報を知らないことは、日本企業のアフリカ進出の足かせとなっている。よって、スムーズに日本企業が情報を知る必要がある。よって、統合された機関がアフリカにも拠点を置くことを提案する。生の情報が入る。実際にスペースを貸せる。そんな状況があれば、日本企業もビジネスがしやすくなる。

このような新たな政策の導入と既存の政策の改革を行うことにより、政策の効率化を元に途上国の直接投資を促進させる。

まとめ

アフリカの貧困削減のため、我々は直接投資に注目し、現在のアフリカの状況から可能性を検討し、アジアでの直投資成功と欧米の戦略をモデルとして、対アフリカ直接投資を促進させる政策を提案した。途上国の貧困削減には、援助だけでは足りなく、持続的発展の目指すため投資と貿易が必要である。直接投資は、受入国の経済発展とともに、投資側である先進国にも利益をもたらす、直接投資による相互的効果は、周知の事実である。アフリカの直接投資を促進するため提案した政策として、ここではアフリカの投資環境整備を目的とした二国間投資確保協定と日本側から進出する企業をサポートする投資機関の改革を取り上げている。これら日本の直接投資推進政策によって、アフリカ国内の経済発展と日本の進出増加が期待される。このようなことも元にして最後の目標であったアフリカの貧困削減を望む。

参考文献

《参考文献》

著者名 (発表年) 『書名』 出版社

Author (year), "title," in book, publisher (press), page-page

『OECD 政策フォーカス©OECD. Reproduced by permission of the OECDNo.42』 2003 年 1 月

『アジア投資新事情』 石井昌司 中央経済社 1996 年 p,63-p,75

『海外直接投資論』 高中公男 勁草書房 2001 p,184-p.186

『海外直接投資論』 高中公男 勁草書房 2001 p,181-p.184

『海外事業活動基本調査』 通商産業省

『アフリカの挑戦』 大林稔 昭和堂 2003 p,3 -p91

Asian Development Bank, *Key Economic Indicators of Developing Asian and Pacific Countries*, Oxford Press, 2000

「東アジア諸国の経済発展と相互依存」『海外事情』 第 47 巻第 7・8 号 高中公男 1999 年 7 月

『第 2 回逆輸入の実態に関するアンケート調査』 日本貿易振興会経済情報部計量分析チーム編 日本貿易振興会海外情報センター 1997

United Nations, *World Investment Directory*, 1992

『逆輸入の実態に関するアンケート調査』 日本貿易振興会 1997

佐藤元彦 (2005 年 3 月) 『貧困緩和・解消の国際政治経済学』 築地書館

C.K.プラハラート(2005 年 9 月) 『ネクスト・マーケット』 英治出版

外務省アフリカ審議官組織 (2005 年 3 月) 『日本とアフリカ』 外務省国内広報課

世界銀行東京事務所 <http://www.worldbank.or.jp/>

G-CAP <http://www.whiteband.org/>

外務省 HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html>

JETRO HP <http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

TICAD HP <http://www.ticad.net/index.html>

《データ出典》

著者名 『書名』